



長野県報

3月27日(火)
平成24年
(2012年)
号外

目次

公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局）…………… 1



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、鶴川正樹包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月27日

長野県監査委員 吉 澤 直 亮
同 田 口 敏 子
同 上 野 紘 志
同 風 間 辰 一

監査委員事務局

平成 23 年度
包括外部監査報告書

出資等外郭団体に関する財務事務について

平成 24 年 3 月
長野県包括外部監査人
公認会計士 鷗川 正樹

目次

| | |
|---|----|
| 包括外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件 | 1 |
| 3. 外部監査対象期間 | 1 |
| 4. 外部監査の実施期間 | 1 |
| 5. 監査対象部局 | 1 |
| 6. 事件を選定した理由 | 1 |
| 7. 外部監査の実施体制 | 2 |
| 8. 利害関係 | 2 |
| 9. 外部監査の視点・方法等 | 2 |
| 外部監査対象の概要 | 4 |
| 1. 出資等外郭団体の改革の概要 | 4 |
| 2. 長野県における出資等外郭団体改革の状況 | 8 |
| 3. 長野県における出資等外郭団体の改革の管理体制 | 15 |
| 4. 長野県における出資等外郭団体 | 19 |
| 包括外部監査の視点と方法 | 21 |
| 1. 監査の視点と方法 | 21 |
| 包括外部監査の結果及び意見 - 総論 - | 28 |
| 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況と今後の課題 | 29 |
| 1. 改革基本方針の進捗状況の評価（意見） | 29 |
| 2. 重点検証団体の監査結果（意見） | 34 |
| 3. その他団体の監査結果（意見） | 41 |
| 【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況 | 45 |
| 1. 外郭団体の指導監督について（意見） | 45 |
| 2. 県の外郭団体出資金の返還の検討（意見） | 49 |
| 3. 県の外郭団体と市町村の外郭団体との役割分担（意見） | 49 |
| 4. 今後の外郭団体の役割と活用について（意見） | 50 |
| 【監査の視点3】外郭団体の経営状況 | 51 |
| 1. 経営状況について（意見） | 51 |
| 2. 県民負担の増加が予想される団体（意見） | 51 |
| 3. 資金運用について（意見） | 52 |
| 4. 公益法人制度改革への対応（意見） | 54 |
| 【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況 | 58 |
| 包括外部監査の結果及び意見 - 個別団体各論 - | 64 |
| 第1章 しなの鉄道株式会社（県団体番号3） | 64 |
| 1. 団体の概要 | 64 |
| 2. 改革基本方針について | 73 |
| 3. 監査の結果及び意見 | 75 |
| 第2章 松本空港ターミナルビル株式会社（県団体番号4） | 81 |

| | |
|--|-----|
| 1 . 団体の概要..... | 81 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 83 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 85 |
| 第3章 財団法人長野県下水道公社（県団体番号16）..... | 93 |
| 1 . 団体の概要..... | 93 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 98 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 102 |
| 第4章 社団法人信州・長野県観光協会（県団体番号24）..... | 109 |
| 1 . 団体の概要..... | 109 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 113 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 113 |
| 第5章 財団法人長野県国際交流推進協会（県団体番号25）..... | 119 |
| 1 . 団体の概要..... | 119 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 121 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 122 |
| 第6章 財団法人長野県農業開発公社（県団体番号26）..... | 124 |
| 1 . 団体の概要..... | 124 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 128 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 129 |
| 第7章 社団法人長野県林業公社（県団体番号33）..... | 141 |
| 1 . 団体の概要..... | 141 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 147 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 150 |
| 第8章 長野県道路公社（県団体番号38）..... | 167 |
| 1 . 団体の概要..... | 167 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 170 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 171 |
| 第9章 長野県住宅供給公社（県団体番号40）..... | 182 |
| 1 . 団体の概要..... | 182 |
| 2 . 改革基本方針について..... | 184 |
| 3 . 監査の結果及び意見..... | 184 |
| 第10章 その他の団体..... | 194 |
| 1 . 財団法人長野県消防協会（県団体番号1）..... | 194 |
| 2 . 長野県土地開発公社（県団体番号2）..... | 199 |
| 3 . 財団法人長野県文化振興事業団（県団体番号5）..... | 205 |
| 4 . 社団法人長野県私立幼稚園協会（県団体番号6）..... | 210 |
| 5 . 社団法人長野県私立短期大学協会（県団体番号7）..... | 210 |
| 6 . 社団法人長野県私学振興協会（県団体番号8）..... | 210 |
| 7 . 公益財団法人長野県長寿社会開発センター（県団体番号9）..... | 217 |
| 8 . 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（県団体番号10）..... | 222 |
| 9 . 社会福祉法人長野県社会福祉事業団（県団体番号11）..... | 227 |
| 10 . 財団法人長野県生活衛生営業指導センター（県団体番号12）..... | 232 |
| 11 . 公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会（県団体番号13）..... | 236 |
| 12 . 財団法人長野県健康づくり事業団（県団体番号14）..... | 240 |
| 13 . 財団法人長野県中小企業振興センター（県団体番号17）..... | 246 |

| | | |
|----|--------------------------------|-----|
| 14 | 財団法人長野県テクノ財団（県団体番号18） | 250 |
| 15 | 財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター（県団体番号19） | 257 |
| 16 | 財団法人飯伊地域地場産業振興センター（県団体番号20） | 260 |
| 17 | 株式会社長野協同データセンター（県団体番号22） | 263 |
| 18 | 長野県職業能力開発協会（県団体番号23） | 267 |
| 19 | 社団法人長野県原種センター（県団体番号27） | 270 |
| 20 | 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会（県団体番号28） | 275 |
| 21 | 社団法人長野県農業担い手育成基金（県団体番号29） | 279 |
| 22 | 社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会（県団体番号30） | 286 |
| 23 | 長野県農業会議（県団体番号32） | 290 |
| 24 | 財団法人長野県林業用苗木安定基金協会（県団体番号35） | 294 |
| 25 | 公益財団法人長野県緑の基金（県団体番号36） | 299 |
| 26 | 財団法人長野県林業労働財団（県団体番号37） | 304 |
| 27 | 財団法人長野県建設技術センター（県団体番号39） | 310 |
| 28 | 財団法人長野県体育協会（県団体番号42） | 314 |
| 29 | 財団法人長野県暴力追放県民センター（県団体番号43） | 320 |

略語一覧

本書で使用している主な略称・略語は以下のとおりである。

公益法人制度改革関連 3 法

| 略称 | 法律名 |
|------------|---|
| 一般社団・財団法人法 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) |
| 公益法人認定法 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) |
| 整備法 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号) |

包括外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37の規定による包括外部監査

2．選定した特定の事件

出資等外郭団体に関する財務事務について

3．外部監査対象期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日

ただし、必要に応じて過年度分についても監査対象とした。

4．外部監査の実施期間

平成23年4月14日から平成24年3月12日

5．監査対象部局

県出資等外郭団体(43団体のうち監査対象外の5団体を除く38団体)及び各所管課

長野県総務部行政改革課(出資等外郭団体の見直し総括担当課)

危機管理部消防課、企画部企画課土地対策室、交通政策課、交通政策課並行在来線対策室、生活文化課、総務部情報公開・私学課、健康福祉部医療推進課、地域福祉課、健康長寿課、障害者支援課、食品・生活衛生課、環境部生活排水課、商工労働部経営支援課、ものづくり振興課、人材育成課、労働雇用課、観光部観光企画課、国際課、農政部農業政策課、農業技術課、園芸畜産課、農村振興課、林務部森林政策課、信州の木振興課、森林づくり推進課、建設部建設政策課、道路建設課、住宅課、教育委員会事務局スポーツ課、警察本部組織犯罪対策課(以上、各団体の所管課)

6．事件を選定した理由

県の財政状態が厳しい状況にある中で、出資等外郭団体への県からの支出や県職員の派遣は大きなウェイトを占めている。一方、民間企業やNPO法人など公的サービスの担い手が多様化してきており、出資等外郭団体のみが県施策の事業主体となる必要性は薄れてきている。

県民に対して、より効率的・効果的な行政サービスを実施する観点から、出資等外郭団体の経営改善を含めそのあり方や、県の関与のあり方について改めて検討

するとともに、更には多様な公的サービスの担い手を活用する方策について検討する必要がある。

県は、今年度、「外郭団体の見直し」を重点項目の1つとして、新たな行政・財政改革方針の策定に向け検討を進めているが、標記のテーマを包括外部監査として実施することで、この改革方針の策定の参考となるものとする。

県の出資等外郭団体の「改革基本方針」(改訂版)の取組状況やその効果、また、県民負担の視点から見た見直しの必要性などについて、合規性のほか、経済性、効率性、有効性の観点から検討する。

7. 外部監査の実施体制

| | | |
|---------|------------|-------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 鵜川正樹 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 宮本和之 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 青山伸一 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 木下哲 |
| 同補助者 | 公認会計士 | 阿部かおり |
| 同補助者 | 公認会計士協会準会員 | 豊島成彦 |

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 外部監査の視点・方法等

出資等外郭団体の見直し総括担当課(行政改革課)へのヒアリング、各団体所管課への調査、ヒアリング、主要な団体の現地調査の実施等を通じて、次の視点から監査を実施する(詳細は「Ⅲ. 包括外部監査の視点と方法」を参照のこと)。

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

「改革基本方針」(改訂版)に基づく出資等外郭団体に対する県の指導監督など取組状況とその効果はどうか。出資等外郭団体の廃止等を含め再検討の必要性はないか。

【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

出資等外郭団体に対する投資、貸付、補助等は効率的、効果的に活用されているか。出資等外郭団体への委託で、民間事業者により実施可能な事業はないか。出資等外郭団体に対する債務保証等財政的関与は適切か。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

出資等外郭団体の経営状況は良好か。出資等外郭団体の資産管理状況は適切か。効果的なガバナンス体制(県派遣職員のあり方、プロパー職員の育成等を含めて)は構築されているか。公益法人制度改革への取組は適切か。

【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

【参考】過年度包括外部監査一覧表

| 年度 | 監査テーマ | 対象出資等外郭団体 |
|----|----------------------|--------------------------------------|
| 19 | 道路の建設・管理運営 | 長野県道路公社 |
| 20 | 長野県の農業施策について | (財)長野県農業開発公社 |
| 21 | 県の財産管理について | 長野県土地開発公社 長野県住宅供給公社 (社)長野県林業公社 |
| 22 | 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営 | (財)長野県文化振興事業団 |

外部監査対象の概要

1. 出資等外郭団体の改革の概要

(1) 長野県の外郭団体改革の必要性

長野県においては、次のような問題意識をもって、平成 14 年より外郭団体の改革を行っている。

県出資等外郭団体は、県がその時代ごとの社会的・経済的な需要に対応するにあたって、県本体が事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率・柔軟・機動的であるなどの判断から設立され、県と一体的に事業を展開し、あるいは県の補完的役割を果たしてきたものである。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースや、他の外郭団体の類似事業と統合して行った方が事業の効果的・効率的な実施の見込まれるケース、さらには、民間企業・非営利団体(NPO等)など公的サービスの担い手の多様化により、外郭団体による事業実施の必要性が薄れているケースが見られるようになってきた。また、外郭団体への県による過度な関与により、団体の自立的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースも見られる。

外郭団体のあり方及び事業内容については、独立した経営体としての団体自身による不断の見直しが必要なのはもちろんであるが、時代の変化に伴い、県自身が担うべき役割の見直しが求められている中で、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体についても、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化の観点から、県として、そのあり方や県の関わり方等について根本的な改革を行うことが必要となっているとしている。(詳細は「2. 長野県における出資等外郭団体改革の状況」を参照のこと。)

外郭団体見直しの経緯

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 第 1 期 (平成 14 年 ~ 平成 18 年) | 平成 14 年 7 月 8 日 県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体の見直し」も含めた県の行政機構のあり方について諮問した。 | 平成 16 年 6 月 10 日 「改革基本方針」を策定・公表 平成 16 年 9 月 21 日 「改革実施プラン」を策定・公表 |
| 第 2 期 (平成 19 年 ~) | 平成 19 年 3 月 15 日 県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体のあり方」について諮問した。 | 平成 20 年 1 月 18 日 「改革基本方針」(改訂版)を決定・公表 平成 24 年 2 月 21 日 「改革基本方針」(改訂版)の一部改訂・公表 |

(2)長野県の「改革基本方針」の対象団体

「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』(改訂版)」(平成 20 年 1 月 18 日)において、総務省の第三セクターを踏まえ類似の概念として、「県出資等外郭団体」という用語を用いており、その対象を下記のように定めている。

平成 20 年の「改革基本方針」(改訂版)では、45 団体が対象となっている。

県出資等外郭団体の範囲

県が出資・出えんをしているすべての団体を原則として対象にする。

次のものは対象外とする。

- ・ 地方自治法上の監査権限が無い県出資比率 25%未満の団体のうち、民間放送局など民間が設立・運営の主体となっているもの
設立後に職員の派遣や県からの財政支出が無いもの
- ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けているもの（現在該当なし）
未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

(3)総務省の第三セクター等の改革の推進

総務省では、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成 21 年 6 月 23 日)に基づき、地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人(以下「第三セクター等」という。)を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要があるとしている。

ここで「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。

同指針では以下のような要請がなされている。

「地方公共団体財政健全化法が平成 21 年度から全面施行されたことにかんがみ、平成 21 年度から 5 年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。」

「存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的(比較可能性・将来予測性)な検討を

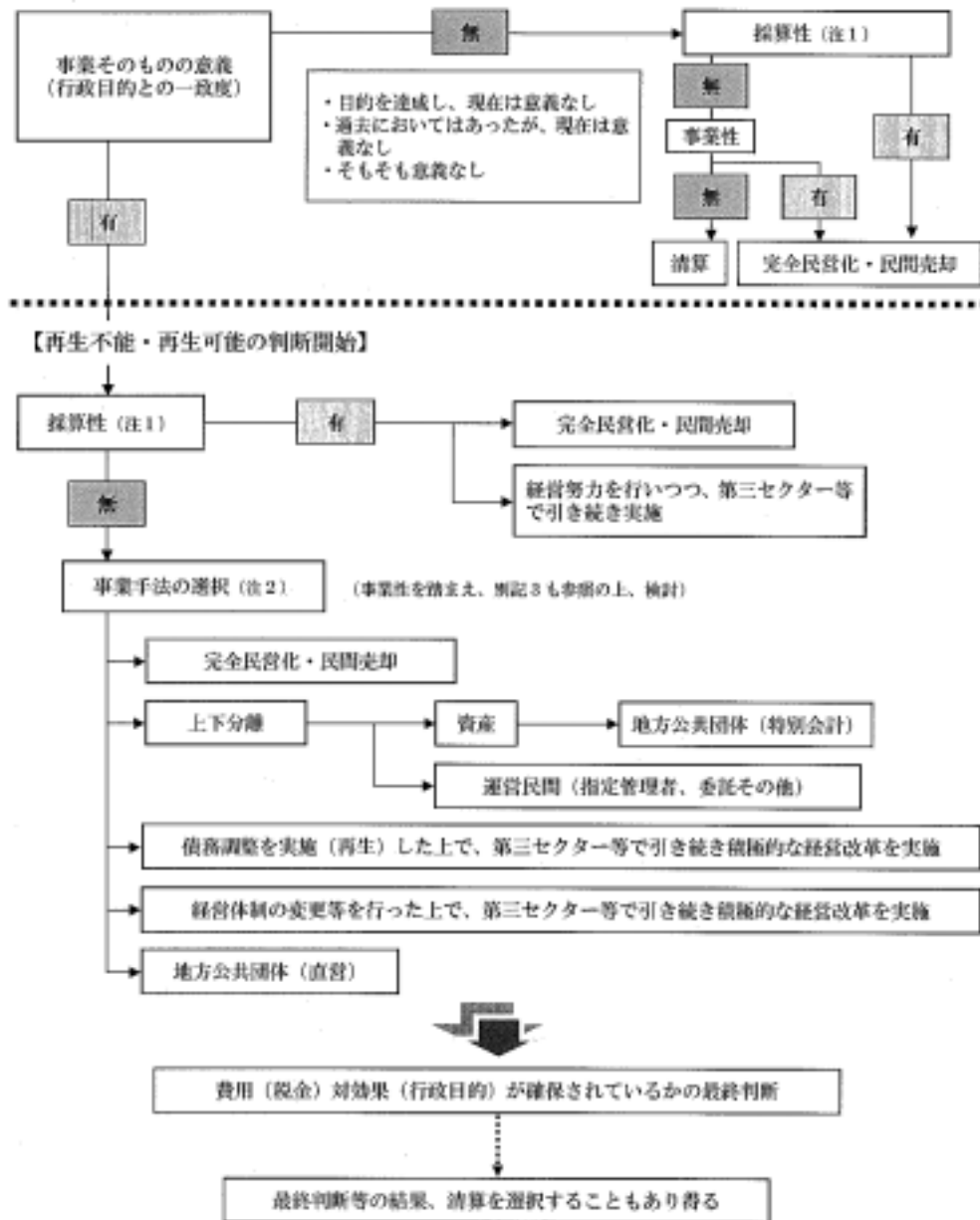
行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、『第三セクター等の改革について』(平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知)によりその設置を要請した経営検討委員会において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。」

このように、総務省では、地方公共団体において、外部委員を含めた経営検討委員会を設置し、第三セクター等の経営状況や事業の採算性について将来予測を含めた専門的な検討を行い、最終的には費用対効果の視点から政策的な判断を行うことを求めている。

長野県における総務省の指針の取扱いについては、平成 20 年 1 月に「改革基本方針(改訂版)」を公表したところであり、改めて検討委員会を設置するということはないで、その後の検証過程の中で総務省の指針の趣旨を織り込むという対応をしている。その後、平成 23 年度に策定予定の「長野県行政・財政改革方針(仮称)」の中に、外郭団体の改革が検討課題として含まれているので、来年度には、外部委員を含めた経営検討委員会を設置して、抜本的な改革を検討することが望まれる。

なお、総務省が提示している抜本的処理策検討のフローチャートは次図のとおりである。

【抜本的処理策検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的には、指針中第2の「1 処理策検討の手順」参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の組織に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に応じて、補助金を投入することも有り得る。

(出典：総務省「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」)

2. 長野県における出資等外郭団体改革の状況

(1) 長野県出資等外郭団体『改革基本方針』（平成 16 年 6 月）

長野県行政機構審議会による「県の外郭団体の見直しについて(答申)」を受けて、長野県の行財政運営と密接な関係を有する 54 の外郭団体について、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化を追求するため、以下の観点から改革の検討を行った。

設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業さらには団体の廃止を求める。

単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求める。

多様な主体の参入により、県民がニーズに応じたサービスを選択できるよう、実質的に参入障壁を除いていく。

本来は県本体が実施すべき事業を外郭団体が実施している場合、必要な事業については県による直接実施を検討する。

団体の自律的な運営や事業実施における効率性が阻害されていないよう、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直す。

国の規制等改革が阻害されている場合は、国に制度改革等を求める。

上記の観点に沿って、長野県では次のような改革基本方針を打ち出した。

| 改革基本方針 | 団体数 |
|----------------|------|
| 団体の廃止 | 9団体 |
| 県関与の廃止 | 11団体 |
| 県関与の見直し | 13団体 |
| 団体や事業の統合 | 8団体 |
| 事業推進に対して積極的に支援 | 2団体 |
| 事業の縮小等その他の改革 | 11団体 |

(2) 長野県出資等外郭団体『改革基本方針』（改訂版）（平成 20 年 1 月）

平成 16 年の『改革基本方針』策定から 3 年経過し、社会情勢の変化、法制度の改正等状況に変化があった。平成 19 年 3 月に、長野県から長野県行政機構審議会に「外郭団体のあり方」について諮問がなされ、「外郭団体見直し検証専門部会」が外郭団体ごとに改革進捗状況の検証を行った。

改革進捗状況の検証は、54 団体のうち 18 団体について重点的になされた。重点的検証から外れた 36 団体は、現行の基本方針に沿って見直しが進められており、既に 8 団体が廃止、1 団体が実質的に民間に移譲されるなど見直しが終了して

いる団体などである。

改革進捗状況の検証によって、平成 16 年の『改革基本方針』には、次のような問題があることが指摘された。

- 県と団体あわせた県全体(連結ベース)での視点が欠けている
- 県の責任、政策判断についての視点が欠けている
- 大きな課題の存在を軽視、解決の先送りをしている
- 見直しを進めるに当たって性急過ぎるスケジュールを設定している

重点的検証対象である 18 団体は、基本方針を変更しない団体、民間企業等が参入できる業務を行っている団体、県と団体を連結ベースで捉えるべき団体、県が団体の公的役割に責任を持つべき団体、根本的な問題が生じている団体として、次のように整理された。

廃止することとされている団体

| 団体名 | H16改革基本方針等 | 検証結果 |
|--------------|-----------------------------|--|
| (特)長野県土地開発公社 | 団体の廃止 | 「機能は存続」 ・公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。 |
| (社)長野県林業公社 | 団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において) | 「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。 |
| (特)長野県道路公社 | 団体の廃止 (平成26年度) | 「団体の廃止」(平成38年度) |

統合することとされている団体

| 団体名 | H16改革基本方針等 | 検証結果 |
|---|------------------|---------------------------------|
| (特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会 | 制度的な制約を解消した段階で統合 | 「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない) |
| (社)長野県農業担い手育成基金 (財)長野県農業開発公社 (特)長野県農業会議 | 制度的な制約を解消した段階で統合 | 「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない) |

県の関与を廃止、縮小することとされている団体

| 団体名 | H16改革基本方針等 | 検証結果 |
|------------------|--------------------------|--|
| (財)長野県テクノ財団 | 県関与の廃止 | 「必要な県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。 |
| (財)長野県下水道公社 | 県関与の廃止 | 「基本方針は変更しない」 ・県職員派遣は平成23年度末までとする。 ・平成27年度から、流域下水道の発注及び評価監視等水道管理者の業務は県が行い、他業務は民間事業者が行う。 |
| (財)長野県建築住宅センター | 県関与の廃止 | 「基本方針は変更しない」 ・構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣。 |
| (財)長野県暴力追放県民センター | 県関与の廃止 | 「必要な県関与の継続」 ・活動に支障を生じないよう財政支援を実施。 |
| (財)長野県消防協会 | 県関与の見直し | 「必要な県関与の継続」 ・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討。 |
| (財)長野県長寿社会開発センター | 県関与の抜本的な見直し | 「必要な県関与の継続」 ・老人大学をセンターの自主事業化（県は運営費の一部を補助） ・他団体との事務局統合により体制整備を図る（県派遣職員の縮減は実施済み） |
| (社福)長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | 「基本方針は変更しない」 ・事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣。 ・西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与。 |
| (財)長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の抜本的な縮減 | 「基本方針は変更しない」 ・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員（管理職）を派遣。 |
| (財)長野県中小企業振興センター | 県関与の抜本的な縮減 | 「必要な県関与の継続」 ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣。 |
| (特)長野県住宅供給公社 | 事業の縮小（制度改正後に改革基本方針を見直し） | 「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。 |

これを受け、長野県は平成16年の『改革基本方針』を、平成20年1月に改訂し

た。『改革基本方針』(改訂版)では 45 の外郭団体を対象として、県と外郭団体の仕事とコストをトータルで見て、県民の負担を最小限にしながら必要な施策に取り組むべく、以下の観点から改革の検討を行っている。

業務の必要性

社会経済情勢の変化に伴い、団体の設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業更には団体の廃止を求める。

業務の効率性

県全体としてみてコストや迅速性などから有利である場合は、団体運営にかかるコストの削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続していく。一方、単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求める。

外郭団体で実施することの当否

外郭団体の行っている事業を他の公益を担う主体(NPO、民間企業)でも担いうるケースについては、多様な主体が参加することにより、県民がニーズに応じたサービスを選択できるよう、形式的に参加を可能にするだけでなく、実質的に参加障壁を除いていく。また、県が直接実施するほうが、よりよい成果につながったり効率的であったりする事業を外郭団体が実施しているケースについては、県による直接実施を検討する。

県の関与の当否

外郭団体への県による過度な関与により、団体の自立的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースについては、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直す。各団体のプロパー職員が能力をより発揮でき、自律性と責任をもって日々の業務に邁進できる環境を整える。

公の施設の指定管理者になっている団体や県から業務委託を受けて県の業務の一部を担っている団体については、将来見通しも含め民間企業等も参加できる業務を行っている団体であると言える。こうした団体については、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与は原則として廃止する。

国等への働きかけ

法律等必要な制度が整備されていない、手続き上の支障がある、といった課題がある場合には、まずは現行の法制度等を前提として、実施可能な事業の転換、縮小、コスト削減等の見直しを行う。しかし、国の規制等によって県民益をもたらす改革が阻害されている場合は、自ら実施可能な改革を進めていくと同時に、他県な

どとも連携し、国に制度改革等を求めていく。

上記の観点に沿って、長野県では次のような改革基本方針を打ち出した。

| 改革基本方針 | 団体数 |
|------------------------------|------|
| 平成16年策定の改革基本方針に沿って見直しを進める | 29団体 |
| 平成16年策定の改革基本方針を改訂した上で見直しを進める | 15団体 |
| 新規追加（しなの鉄道） | 1団体 |

改革基本方針

| 団 体 名 | 改革基本方針（改訂版） | （参考）平成16年策定の改革基本方針 |
|-------------------------|--|--|
| 01 （財）長野県消防協会 | 必要な県関与の継続 | 県関与の見直し （県と市町村及び団体との役割分担の明確化） |
| 02 （特）長野県土地開発公社 | 事業の縮小（機能は存続） （公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。） | 団体の廃止 （県等への保有土地の引き渡し が終了した時点において） （先行取得事業の県直営化） |
| 03 しなの鉄道（株） | 事業推進に対して積極的に支援 | （方針の対象外） |
| 04 松本空港ターミナルビル（株） | 県関与の見直し （筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す） | 県関与の見直し （筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す） |
| 05 （財）長野県国際交流推進協会 | 民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施 | 県の人的関与を廃止し、民間主導の団体へ |
| 06 （財）長野県長寿社会開発センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の抜本的な見直し |
| 07 （財）長野県国民年金福祉協会 | 県関与は今後も行わない （出捐金の返還を要請） | 県関与は今後も行わない （出捐金の返還を要請） |
| 08 （株）長野協同データセンター | 事業推進に対して積極的に支援 | 事業推進に対して積極的に支援 |
| 09 （社福）長野県社会福祉協議会 | 団体の自立的な運営 | 県関与の抜本的な縮減 |
| 10 （社福）長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す |
| 11 （特）長野県職業能力開発協会 | 団体の自立的な運営を継続 | 県関与を縮減し、団体の自立的な運営へ |
| 12 （財）長野県生活衛生営業指導センター | 運営経費の見直し | 県関与の縮減 |
| 13 （財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 事業推進に対して積極的に支援 | 事業推進に対して積極的に支援 |
| 14 （財）長野県健康づくり事業団 | 自立的な運営を継続 | 事業を見直して存続 |
| 15 （社）長野県地域包括医療協議会 | 団体のあり方について関係者と協議 | 県関与事業の県直営化 |
| 16 （財）長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の抜本的な縮減 | 県の人的関与の抜本的な縮減 |
| 17 （財）長野県廃棄物処理事業団 | 団体の廃止 | 存続 |
| 18 （財）長野県下水道公社 | 県関与の廃止 | 県関与の廃止 |
| 19 （財）長野県中小企業振興センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の抜本的な縮減 |
| 20 （財）長野県テクノ財団 | 事業推進に対して積極的に支援 | 県関与の廃止 |
| 21 （財）塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 塩尻市主導の運営を継続 | 県関与の廃止 （株式会社化の検討を提案） |
| 22 （財）飯伊地域地場産業振興センター | 飯田市主導の運営を継続 | 県関与の廃止 |

| 団 体 名 | 改革基本方針（改訂版） | （参考）平成16年策定の改革基本方針 |
|-----------------------|---|--|
| 23 (特)長野県信用保証協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合 |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | 団体の自立的な運営 | 民間主導の団体へ |
| 25 (財)長野県農業開発公社 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (社)長野県農業担い手育成基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合 |
| 26 (社)長野県原種センター | 事業の効率化 | 県関与の縮減 |
| 27 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 他の畜産関係団体との統合を検討 | 他の畜産関係団体との統合を検討 |
| 28 (社)長野県農業担い手育成基金 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (財)長野県農業開発公社と統合 |
| 29 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 県の人的関与は今後も行わない | 県の人的関与は今後も行わない |
| 30 (特)長野県農業信用基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合 |
| 31 (特)長野県農業会議 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (財)長野県農業開発公社と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合 |
| 32 (社)長野県林業公社 | 経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。) | 団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において) |
| 33 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 自立的な運営の継続 | 県関与の廃止 |
| 34 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 県関与は今後も行わない | 県関与は今後も行わない |
| 35 (財)長野県緑の基金 | 民間主導の団体として運営 | 県関与を廃止し、民間主導の団体へ |
| 36 (財)長野県林業労働財団 | 存続 | 存続 |
| 37 (特)長野県道路公社 | 団体の廃止 (平成38年度、事業期限到来時) | 団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において) |
| 38 (財)長野県建設技術センター | 自立的な運営の継続 | 県関与の廃止 |
| 39 (特)長野県住宅供給公社 | 事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化) | 事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し) |
| 40 (財)長野県建築住宅センター | 県関与の廃止 | 県関与の廃止 |
| 41 (財)長野県体育協会 | 業務量に見合った効率的な業務の実施 | 県関与の抜本的な縮減 |
| 42 (社)長野県私立幼稚園協会 | 県の財政的関与の廃止 | 県関与事業の統合 県の財政的関与の廃止 |
| 43 (社)長野県私立短期大学協会 | | |
| 44 (社)長野県私学振興協会 | | |
| 45 (財)長野県暴力追放県民センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進) |

(注1) 県関与の廃止 = 県職員の常勤役職員としての派遣及び職務専念義務免除による従事の廃止、財政的援助(補助金等)の廃止。なお、出資・出捐金がある限りは、県は非常勤の理事に就任するなど適切な程度及び方法で関与をする。

(注2) 平成24年2月21日 改革基本方針(改訂版)の一部改訂・公表分を含めて記載している。

今回の改訂で基本方針の対象から除外した団体

| 団 体 名 | 現 況 等 | (参考)平成16年策定の 改革基本方針 |
|----------------|-------------|----------------------------|
| (財)長野県勤労者福祉事業団 | 団体廃止済み | 団体の廃止 |
| (財)長野県建設技能振興基金 | 団体廃止済み | 団体の廃止(解散を提案) |
| (特)長野県漁業信用基金協会 | 団体廃止済み | 団体の廃止(事業そのものの廃止) |
| (社)長野県生乳検査協会 | 団体廃止済み | 県関与は今後も行わない |
| (財)長野県公園公社 | 団体廃止済み | 団体の廃止 |
| (財)長野県学生寮 | 団体廃止済み | 団体の廃止(事業そのものの廃止) |
| (社)長野県高圧ガス保安公社 | 団体廃止済み | 県関与の廃止 |
| (社)長野県地域開発公団 | 団体廃止済み | 団体の廃止 |
| 浅間高原観光開発(株) | 民間に移譲済み | 県関与の廃止 |
| (財)信州医学振興会 | 外郭団体の定義から除外 | 県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請) |

3. 長野県における出資等外郭団体の改革の管理体制

(1) 外郭団体改革の評価

県においては、総務部行政改革課が評価制度を担当しており、評価は所管部局及び総務部と協議しながら実施している。

評価の目的は、県出資等外郭団体『改革基本方針』に基づき、『改革基本方針』の対象団体が、団体の自主的な運営を確保しつつ、その見直しを不断に継続していくため、(2)に掲げる項目について定期的に評価を行う評価制度を設け、県が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成しようとするものである。毎会計年度が終了する都度、当該年度における団体の事業の実施状況等について評価を行っている。

具体的な評価は、評価対象団体に対して、あらかじめ評価項目及び評価基準を示して、評価対象団体が自ら評価を行い、その結果を毎会計年度終了後3月以内に知事等に提出するよう要請する。評価対象団体が自ら行った評価と併せて、評価対象団体の評価を行い、毎年8月末日までに公表する。

評価の結果、基本方針を改訂する必要があると判断したときは、基本方針の改訂を検討する旨を公表し、改訂案を作成する。改訂案については、県民意見を公募する手続き(パブリックコメント)を実施する。基本方針を改定する場合には、毎年おおむね11月末日までに基本方針を改訂する。

(2) モニタリングについて

モニタリング(評価)は、団体ごとに、①団体の目的・使命(存在意義)、②事業の実施状況(効率性、財務内容を含む)、③目的の達成状況(期待された成果が得られているか)、④基本方針の進捗状況、⑤今後の事業執行上の課題、の5つの項目についてAからDの4段階で評価している。

平成22年度の評価結果の要約は次のとおりである。

「②事業実施」の項目でDとされている団体は、(財)長野県農業開発公社と(社)長野県林業公社である。この項目では、財務評価が指標とされており、両公社とも3期連続以上の赤字を計上しているため、D評価となった。

「⑤今後の課題」の項目でDとされている団体は、(財)長野県国際交流推進協会である。現状の団体みでの運営では大変厳しい状況であるため、早急に運営体制や事業内容の見直しを検討していく必要があると評価している。また、同団体は、「①目的・使命」の項目がBであるほかは、②、③、④とも県の評価はCであり、改革推進について問題を抱えている団体である。

その他、県の評価でCが3つあるなど厳しい評価を受けていた団体としては、松本空港ターミナルビル(株)があった。

なお、個別の結果は、次ページの「長野県出資等外郭団体点検評価制度に基

づく県の評価結果まとめ」のとおりである。

長野県出資等外郭団体点検評価制度に基づく県の評価結果まとめ

| | A | B | C | D |
|-------|----|----|----|---|
| 目的・使命 | 8 | 35 | 0 | 0 |
| 事業実施 | 3 | 17 | 21 | 2 |
| 目的達成 | 8 | 33 | 2 | 0 |
| 改革進捗 | 18 | 22 | 3 | 0 |
| 今後の課題 | 8 | 28 | 6 | 1 |

次に、県の評価の経年比較を行うと、下表のようになった。

平成22年度において、2項目以上の評価に変化があった団体は5団体あった。長野県土地開発公社は、事業実施の評価が下がり、目的達成と改革進捗の評価が上がった。

松本空港ターミナルビル(株)は、事業実施と目的達成の評価が下がった。

長野県住宅供給公社は、目的達成と改革進捗の評価が上がった。

(財)長野県建築住宅センターは、目的達成、改革進捗、今後の課題についての評価が上がった。

(財)長野県体育協会では、目的・使命の評価が下がり、事業実施の評価が上がった。

平成21年度に比べると、平成22年度は、目的・使命、目的達成、今後の課題に関する評価が良くなった団体が増加し、事業実施に関する評価が良くなった団体が減少した。

外郭団体県評価の年度別比較(平成21年度と平成20年度の比較)

| 評価の変化 | 目的・使命 | 事業実施 | 目的達成 | 改革進捗 | 今後課題 |
|---------|-------|------|------|------|------|
| 良くなった団体 | 1 | 11 | 1 | 4 | 1 |
| 変わらない団体 | 39 | 26 | 39 | 36 | 39 |
| 悪くなった団体 | 3 | 6 | 3 | 3 | 3 |

外郭団体県評価の年度別比較(平成22年度と平成21年度の比較)

| 評価の変化 | 目的・使命 | 事業実施 | 目的達成 | 改革進捗 | 今後課題 |
|---------|-------|------|------|------|------|
| 良くなった団体 | 6 | 3 | 4 | 4 | 3 |
| 変わらない団体 | 36 | 33 | 38 | 38 | 39 |
| 悪くなった団体 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 |

長野県出資等外郭団体評価制度における評価項目及び評価基準

| 評価項目 / 評価基準 | |
|--------------------------|---|
| 団体の目的・使命(存在意義) | |
| A | 明確であり、重要性が向上している |
| B | 明確であり、重要性は横ばいである |
| C | 目的・使命の重要性が低下している |
| D | 目的・使命が消滅している |
| 備考 | ・おおむね5年以内に、目的・使命の消滅が見込まれる場合はDとする ・「A」評価は、評価対象年度において、国・県等の政策や計画などで新たに目的・使命が位置づけられたり、社会情勢の変化により新たな対応が必要となったりした場合とする |
| 事業の実施状況(効率性、財務内容を含む) | |
| A | 良好に実施され、経営の継続性に問題がない |
| B | ほぼ良好に実施され、経営の継続性に問題がない |
| C | 次のいずれかに該当 ・評価対象年度において赤字決算である ・事業の実施状況に良好でない部分がある |
| D | 次のいずれかに該当 ・3期以上連続して赤字決算であり、評価対象年度の赤字額が資本額又は正味財産額(債務償還にあてることのできる引当金を含む)の5%以上である ・評価対象年度において債務超過である ・事業の実施状況に重要な不具合がある |
| 備考 | ・赤字決算(当期経常損益がマイナス)の場合又は類似業務を行っている他の主体と比較して効率性が劣る場合は、他の問題がなくてもC又はDとする ・債務超過である場合は、他の問題がなくてもDとする |
| 目的の達成状況(期待された成果が得られているか) | |
| A | 達成されている |
| B | ほぼ達成されている |
| C | 達成されていない部分がある |
| D | 達成されていない |
| 備考 | ・当該年度の事業計画で掲げた数値がある場合は、当該計画を上回った場合にA、おおむね9割以上の場合Bとする |
| 基本方針の進捗状況 | |
| A | 予定どおり進捗している |
| B | ほぼ予定どおり進捗している |
| C | 進捗していない部分がある |
| D | 進捗していない |
| 今後の事業執行上の課題 | |
| A | 課題がない又は課題はあるが団体独自に対応が可能 |
| B | 課題の解決に外部からの支援を必要としているが、確定した方針により対応している |
| C | 課題の解決に外部からの支援を必要としており、対応に困難をきたしている |
| D | 課題の解決に外部からの支援を必要としており、対応に重大な困難をきたしている |

長野県出資等外郭団体点検評価制度に基づく評価結果一覧【評価対象年度：H22】

平成29年8月 行政改革課

| 団 体 名 | 改革基本方針(2018年度) | 目的 使命 | | 事業実施 | | 目的達成 | | 改革進捗 | | 今後課題 | |
|--------------------------|--|-------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|
| | | 自己 | 他 | 自己 | 他 | 自己 | 他 | 自己 | 他 | 自己 | 他 |
| 01 (財)長野県消防協会 | 必要な機関車の接続 | B | B | C | C | A | A | B | B | B | B |
| 02 (特)長野県土地開発公社 | 事業の縮小(機能は存続) (公社の業務・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。) | B | B | D | D | A | A | A | A | D | D |
| 03 しなの鉄道(株) | 事業推進に対して積極的に支援 | A | A | B | B | B | B | B | B | B | B |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | 機関車の見直し (業務停止として県が事業活性化の責任を負ったうえで、将来的には県の関与を見直す) | B | B | C | C | A | B | C | C | C | C |
| 06 (財)長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の根本的な削減 | B | B | C | C | B | B | C | C | B | B |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | 県の補助が関与の廃止 | B | B | C | C | B | B | A | A | A | A |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | 県の補助が関与の廃止 | B | B | B | B | B | B | A | A | A | A |
| 08 (社)長野県私立専門学校協会 | 県の補助が関与の廃止 | B | B | B | B | B | B | A | A | A | A |
| 08 (公財)長野県生涯社会開発センター | 必要な機関車の接続 | B | B | B | B | B | B | B | B | A | A |
| 10 (社協)長野県社会福祉協議会 | 団体の自主的な運営 | A | B | A | B | B | B | A | A | B | B |
| 11 (社協)長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | B | B | D | D | B | B | D | A | D | D |
| 12 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 運営経費の見直し | B | B | C | C | B | B | B | B | C | C |
| 13 (公財)長野県アイバンク 園芸緑地推進協会 | 事業推進に対して積極的に支援 | A | A | A | B | A | B | B | B | B | B |
| 14 (財)長野県建設づくり事業団 | 自主的な運営を継続 | B | B | C | C | B | B | B | B | B | B |
| 15 (社)長野県地域包括ケア協議会 | 団体のあり方について関係者と協議 | A | B | B | C | B | C | A | A | A | B |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 機関車の廃止 | A | B | A | A | A | A | C | D | D | C |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | 必要な機関車の接続 | B | B | D | D | B | D | D | A | D | D |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 事業推進に対して積極的に支援 | A | A | C | C | A | A | A | A | D | D |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 塩尻市主導の運営を継続 | B | B | B | B | B | B | B | B | B | B |
| 20 (財)飯沼地域地場産業振興センター | 飯沼市主導の運営を継続 | B | B | C | C | B | B | B | B | B | B |
| 21 (特)長野県森林保護協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | A | B | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 22 (特)長野県同データセンター | 事業推進に対して積極的に支援 | A | A | A | B | B | B | B | B | B | B |
| 23 (特)長野県産業能力開発協会 | 団体の自主的な運営を継続 | B | B | D | C | D | B | B | B | D | B |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | 団体の自主的な運営 | A | A | C | C | D | D | B | D | D | C |
| 25 (財)長野県国際交流推進協会 | 民間主導の団体として運営 | B | B | C | C | C | C | C | C | D | D |
| 26 (財)長野県農産開発公社 | 現在の体制で事業の効率化を図る | B | B | D | D | D | D | B | B | C | C |
| 27 (社)長野県産種センター | 事業の効率化 | B | B | D | D | D | D | D | D | A | A |
| 28 (社)長野県畜産物産物安定基金協会 | 他の畜産関係団体との統合を検討 | B | B | C | C | D | D | D | D | D | D |
| 29 (社)長野県畜産物・手買基金 | 現在の体制で事業の効率化を図る | B | B | C | C | D | D | B | B | D | D |
| 30 (社)長野県畜産物産物安定基金協会 | 県の人的関与は今後も行わない | A | A | C | C | A | A | A | A | A | A |
| 31 (特)長野県畜産物産物安定基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | B | B | B | B | B | B | B | B | B | B |
| 32 (特)長野県畜産物産物安定基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | B | B | B | B | B | B | B | B | B | B |
| 33 (社)長野県林業公社 | 経営改善の推進 (収入増加の積極的な実施や分収率の見直し等を実施し、経営改善を図る。) | A | B | D | D | B | B | B | B | B | B |
| 34 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 自主的な運営の接続 | B | B | C | C | B | B | A | A | B | B |
| 35 (財)長野県林業用畜木安定基金協会 | 機関車は今後も行わない | B | B | C | C | B | B | A | A | B | B |
| 36 (財)長野県緑の基金 | 民間主導の団体として運営 | B | B | C | C | A | A | B | B | B | B |
| 37 (財)長野県林業労働者団体 | 存続 | B | B | D | C | D | D | A | A | D | D |
| 38 (特)長野県産種公社 | 団体の廃止 (平成26年度、事業期間満了時) | B | B | B | C | B | B | A | A | B | B |
| 39 (財)長野県建設教育センター | 自主的な運営の接続 | A | A | B | B | B | B | A | A | B | B |
| 40 (特)長野県住宅供給公社 | 事業の縮小 (公営住宅の管理等委託機関として県・市町村の業務に特化) | B | B | A | A | B | B | A | A | B | B |
| 41 (一財)長野県高齢者住宅センター | 機関車の廃止 | A | B | B | B | A | A | A | A | A | A |
| 42 (財)長野県体育協会 | 業務量に見合った効率的な業務の実施 | A | B | A | B | B | B | B | B | C | C |
| 43 (財)長野県暴力追放県民センター | 必要な機関車の接続 | A | A | B | B | B | B | B | B | D | D |

4. 長野県における出資等外郭団体

(1) 出資等外郭団体

長野県出資等外郭団体一覧表

| | 団 体 名 | 改革基本方針（改訂版） | 所管課 |
|----|-----------------------|--|-------------------|
| 01 | (財)長野県消防協会 | 必要な県関与の継続 | 消防課 |
| 02 | (特)長野県土地開発公社 | 事業の縮小（機能は存続） （公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。） | 企画課 土地対策室 |
| 03 | しなの鉄道（株） | 事業推進に対して積極的に支援 | 交通政策課 並行在来線対策室 |
| 04 | 松本空港ターミナルビル（株） | 県関与の見直し （筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す） | 交通政策課 |
| 05 | (財)長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の抜本的な縮減 | 生活文化課 |
| 06 | (社)長野県私立幼稚園協会 | 県の財政的関与の廃止 | 情報公開・私学課 |
| 07 | (社)長野県私立短期大学協会 | 県の財政的関与の廃止 | |
| 08 | (社)長野県私学振興協会 | 県の財政的関与の廃止 | |
| 09 | (公財)長野県長寿社会開発センター | 必要な県関与の継続 | 健康長寿課 |
| 10 | (社福)長野県社会福祉協議会 | 団体の自立的な運営 | 地域福祉課 |
| 11 | (社福)長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | 障害者支援課 |
| 12 | (財)長野県生活衛生営業指導センター | 運営経費の見直し | 食品・生活衛生課 |
| 13 | (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 事業推進に対して積極的に支援 | 医療推進課 |
| 14 | (財)長野県健康づくり事業団 | 自立的な運営を継続 | 健康長寿課 |
| 15 | (社)長野県地域包括医療協議会 | 団体のあり方について関係者と協議 | 医療推進課 |
| 16 | (財)長野県下水道公社 | 県関与の廃止 | 生活排水課 |
| 17 | (財)長野県中小企業振興センター | 必要な県関与の継続 | 経営支援課 |
| 18 | (財)長野県テクノ財団 | 事業推進に対して積極的に支援 | ものづくり振興課 |
| 19 | (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 塩尻市主導の運営を継続 | |
| 20 | (財)飯伊地域地場産業振興センター | 飯田市主導の運営を継続 | |

| | | | |
|----|--------------------|---|-------------|
| 21 | (特)長野県信用保証協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 経営支援課 |
| 22 | (株)長野協同データセンター | 事業推進に対して積極的に支援 | 労働雇用課 |
| 23 | (特)長野県職業能力開発協会 | 団体の自立的な運営を継続 | 人材育成課 |
| 24 | (社)信州・長野県観光協会 | 団体の自立的な運営 | 観光企画課 |
| 25 | (財)長野県国際交流推進協会 | 民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施 | 国際課 |
| 26 | (財)長野県農業開発公社 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 農村振興課 |
| 27 | (社)長野県原種センター | 事業の効率化 | 農業技術課 |
| 28 | (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 他の畜産関係団体との統合を検討 | 園芸畜産課 |
| 29 | (社)長野県農業担い手育成基金 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 農村振興課 |
| 30 | (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 県の人的関与は今後も行わない | 園芸畜産課 |
| 31 | (特)長野県農業信用基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 農村振興課 |
| 32 | (特)長野県農業会議 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 農業政策課 |
| 33 | (社)長野県林業公社 | 経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。) | 森林づくり推進課 |
| 34 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | 自立的な運営の継続 | 森林政策課 |
| 35 | (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 県関与は今後も行わない | 森林づくり推進課 |
| 36 | (公財)長野県緑の基金 | 民間主導の団体として運営 | 森林づくり推進課 |
| 37 | (財)長野県林業労働財団 | 存続 | 信州の木振興課 |
| 38 | (特)長野県道路公社 | 団体の廃止 (平成38年度、事業期限到来時) | 道路建設課 |
| 39 | (財)長野県建設技術センター | 自立的な運営の継続 | 建設政策課 |
| 40 | (特)長野県住宅供給公社 | 事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化) | 住宅課 |
| 41 | (一財)長野県建築住宅センター | 県関与の廃止 | 住宅課 |
| 42 | (財)長野県体育協会 | 業務量に見合った効率的な業務の実施 | スポーツ課 |
| 43 | (財)長野県暴力追放県民センター | 必要な県関与の継続 | 警察本部組織犯罪対策課 |

(注2)平成24年2月21日 改革基本方針(改訂版)の一部改訂・公表分を含めて記載している。

包括外部監査の視点と方法

1. 監査の視点と方法

(1) 監査の視点

県出資外郭団体に関する財務事務というテーマの趣旨から、県の出資等外郭団体の改革基本方針(改訂版)に焦点を当て、下記の3つの視点(視点1、2、3)から検討を行う。また、過去の包括外部監査で取り上げた出資等外郭団体については県の措置の状況を検討する(視点4)。

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況と今後の課題

「改革基本方針」(改訂版)に基づく出資等外郭団体に対する県の指導監督など取組状況とその効果はどうか。
出資等外郭団体の廃止等を含め再検討の必要性はないか。

【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

出資等外郭団体に対する投資、貸付、補助等は効率的、効果的に活用されているか。
出資等外郭団体への委託で、民間事業者により実施可能な事業はないか。
出資等外郭団体に対する債務保証等財政的関与は適切か。
県の関与について見直しの必要性はないか。
県による外郭団体の経営状況の把握、監査、定期点検等の指導監督は適切か。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

出資等外郭団体の経営状況は良好か。特に下記のような団体の存在に留意する。

- ア. 県からの補助金等の財政援助を控除すると経常収支が赤字になっている団体
- イ. 含み損を保有している団体
- ウ. 債務償還を県の補助金に依存している団体
- エ. 長野県道路公社において、料金収入が管理運営費に満たない路線の有無
- オ. 長野県土地開発公社において、長期保有土地の有無

将来的な経営状況を予測したときに、県民負担の増加が予想されるリスクはないか。
出資等外郭団体の資産管理状況は適切か。
ア. 資金の管理運用は適切か。
効果的なガバナンス体制(県派遣職員のあり方、プロパー職員の育成等を含めて)は構築されているか。

公益法人制度改革への取組状況は適切か。

【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

県の措置状況の検証を行う。

【参考】過年度包括外部監査一覧表

| 年度 | 監査テーマ | 対象出資等外郭団体 |
|----|----------------------|--------------------------------------|
| 19 | 道路の建設・管理運営 | 長野県道路公社 |
| 20 | 長野県の農業施策について | (財)長野県農業開発公社 |
| 21 | 県の財産管理について | 長野県土地開発公社 長野県住宅供給公社 (社)長野県林業公社 |
| 22 | 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営 | (財)長野県文化振興事業団 |

(2)監査の方法

監査の方法は、所管課(行政改革課及び外郭団体所管課)のヒアリング、経営財務上の課題のある外郭団体のヒアリング及び現地視察等を行い、意見交換を進めながら、実態把握と問題点の所在を明確にして改善提案につなげていく。

テーマの選定及び監査の視点について、5月に知事との面談を実施して、外郭団体改革をテーマとすることを報告した。監査人としては、外郭団体の中で、経営財務的な比重が高い団体について、将来的な県民負担の視点から検証し、中長期的な経営状況の課題を明らかにして、改革基本方針への意見を述べたいと考える。

具体的な監査の方法としては、外郭団体改革の見直し総括担当課(行政改革課)、全ての外郭団体の所管課のヒアリング(事前に調査事項依頼書を送付)を行い、その中から経営財務上の課題のある外郭団体を重点検証団体として選定し、団体のヒアリング及び現地視察を行う。

10月の知事への中間報告では、監査人の基本的な考え方と重点検証団体の経営財務上の課題や将来的な県民負担について概要を報告した。

最終報告では、外郭団体の指導監理について、基本的な考え方と全ての団体(監査対象外団体を除く。)の検証結果について報告する。

監査の内容とスケジュールの概要は以下のとおりである。

監査日程と概要

| 項 目 | 実施時期 | 内 容 |
|--------------------|----------|---|
| 監査テーマ選定と監査の視点 | 4 月 | 監査チームにおいて監査テーマ検討 |
| | | 県(監査委員事務局)と監査の進め方等について意見交換 |
| | | 監査テーマに関連する部署(行政改革課)より事業の概要等の説明の聴取 |
| 知事とのテーマ設定の会談 | 5 月 | 知事とテーマ設定について意見交換 |
| 監査対象事業全般についてのヒアリング | 6 月 | 外郭団体改革の全般について、詳細なヒアリング(行政改革課) |
| 詳細なヒアリング及び資料閲覧 | 7 月 | 外郭団体改革について、事前の調査依頼事項をもとに、所管課等への具体的なヒアリング(全ての団体の所管課) |
| | 7 月 | 経営財務上の課題のあると考える重点検証団体のヒアリング |
| | 8 月 | 一部外郭団体の現地視察 |
| 知事への中間報告 | 10 月 | 概要(中間報告)の説明及び意見交換 |
| 監査報告書作成と県との意見交換 | 11 月～2 月 | 報告書(案)の作成及び県の所管課等との意見交換 |
| 監査結果の提出・報告 | 3 月 | 知事、県議会議長・副議長、監査委員等への報告 |

外郭団体の所管課へのヒアリング(全ての外郭団体所管課)

| 7月7日(木) | | | 7月8日(金) | | |
|----------|--------|--------------------|-------------------|----------------|---|
| 所管課 | 対象外郭団体 | | 所管課 | 対象外郭団体 | |
| 観光企画課 | 24 | (社)信州・長野県観光協会 | 消防課 | 01 | (財)長野県消防協会 |
| 国際課 | 25 | (財)長野県国際交流推進協会 | 企画課 土地対策室 | 02 | 長野県土地開発公社 |
| 農業技術課 | 27 | (社)長野県原種センター | 交通政策課並行 在来線対策室 | 03 | しなの鉄道(株) |
| 農村振興課 | 26 | (財)長野県農業開発公社 | 交通政策課 | 04 | 松本空港ターミナルビル(株) |
| 農村振興課 | 29 | (社)長野県農業担い手育成基金 | 生活文化課 | 05 | (財)長野県文化振興事業団 |
| 農村振興課 | 31 | 長野県農業信用基金協会 | | | |
| 園芸畜産課 | 28 | (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 地域福祉課 | 10 | (社福)長野県社会福祉協議会 |
| 園芸畜産課 | 30 | (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 情報公開・私学課 | 06 07 08 | (社)長野県私立幼稚園協会 (社)長野県私立短大協会 (社)長野県私学振興協会 |
| 農業政策課 | 32 | 長野県農業会議 | | | |
| スポーツ課 | 42 | (財)長野県体育協会 | 警察本部組織犯罪対策課 | 43 | (財)長野県暴力追放県民センター |
| 森林づくり推進課 | 33 | (社)長野県林業公社 | 健康長寿課 | 09 14 | (公財)長野県長寿社会開発センター (財)長野県健康づくり事業団 |
| 森林づくり推進課 | 35 | (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 障害者支援課 | 11 | (社福)長野県社会福祉事業団 |
| 森林づくり推進課 | 36 | (公財)長野県緑の基金 | 食品・生活衛生課 | 12 | (財)長野県生活衛生営業指導センター |
| 森林政策課 | 34 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | 医療推進課 | 13 | (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 |
| 信州の木振興課 | 37 | (財)長野県林業労働財団 | 医療推進課 | 15 | (社)長野県地域包括医療協議会 |
| 道路建設課 | 38 | 長野県道路公社 | 生活排水課 | 16 | (財)長野県下水道公社 |
| 建設政策課 | 39 | (財)長野県建設技術センター | 経営支援課 | 17 | (財)長野県中小企業振興センター |
| | | | 人材育成課 | 23 | 長野県職業能力開発協会 |
| 住宅課 | 40 | 長野県住宅供給公社 | ものづくり振興課 | 18 19 20 | (財)長野県テクノ財団 (財)塩尻・木曾地域地場産業 (財)飯伊地域地場産業 |
| 住宅課 | 41 | (一財)長野県建築住宅センター | 労働雇用課 | 22 | (株)長野協同データセンター |
| | | | 経営支援課 | 21 | 長野県信用保証協会 |

経営財務上の視点から選んだ重点検証団体(11 団体)のヒアリング

| 月 日 | 対象外郭団体 | 所 管 課 |
|----------|------------------|---------------|
| 7月21日(木) | (財)長野県農業開発公社 | 農村振興課 |
| | (財)長野県林業公社 | 森林づくり推進課 |
| | (財)長野県下水道公社 | 生活排水課 |
| | (財)長野県国際交流推進協会 | 国際課 |
| | (社福)長野県社会福祉協議会 | 地域福祉課 |
| | (財)長野県中小企業振興センター | 経営支援課 |
| 7月22日(金) | 長野県道路公社 | 道路建設課 |
| | 長野県住宅供給公社 | 住宅課 |
| | しなの鉄道(株) | 交通政策課並行在来線対策室 |
| | 松本空港ターミナルビル(株) | 交通政策課 |
| | (社)信州・長野県観光協会 | 観光企画課 |

外郭団体の現地視察(6 団体)

| 月 日 | 対象外郭団体 | 場所 | 所 管 課 |
|----------|----------------|-----------------|---------------|
| 8月26日(金) | (財)長野県農業開発公社 | 公社、近隣の土地(千曲市) | 農村振興課 |
| 8月10日(水) | (財)長野県下水道公社 | 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場 | 生活排水課 |
| 8月17日(水) | 長野県道路公社 | 公社、志賀中野有料道路 | 道路建設課 |
| 8月18日(木) | (社)信州・長野県観光協会 | 協会 | 観光企画課 |
| 8月23日(火) | しなの鉄道(株) | 本社(上田市) | 交通政策課並行在来線対策室 |
| 8月18日(木) | 松本空港ターミナルビル(株) | 本社(松本市) | 交通政策課 |

県の所管課との意見交換(2回目)

| 1月19日(木) | | | 1月20日(金) | | |
|-------------------|--------|-----------------------|----------|--------|-------------------|
| 所管課 | 対象外郭団体 | | 所管課 | 対象外郭団体 | |
| 行政改革課・ 監査委員事務局 | | 全体 | 交通政策課 | 03 | しなの鉄道(株) |
| | | | 生活排水課 | 16 | (財)長野県下水道公社 |
| 企画課 土地対策室 | 02 | 長野県土地開発公社 | 農業技術課 | 27 | (社)長野県原種センター |
| 信州の木振興 課 | 37 | (財)長野県林業労働財団 | 生活文化課 | 05 | (財)長野県文化振興事業団 |
| 森林政策課 | 34 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | 森林づくり推進課 | 33 | (社)長野県林業公社 |
| 医療推進課 | 13 | (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 道路建設課 | 38 | 長野県道路公社 |
| 医療推進課 | 15 | (社)長野県地域包括医療協議会 | 農村振興課 | 29 | (社)長野県農業担い手育成基金 |
| 農村振興課 | 26 | (財)長野県農業開発公社 | 観光企画課 | 24 | (社)信州・長野県観光協会 |
| | | | 森林づくり推進課 | 35 | (財)長野県林業用苗木安定基金協会 |

(3)長野県行政・財政改革方針(案)の概要

監査人の中間監査報告の趣旨は、「長野県行政・財政改革方針(仮称)骨子案の概要」(平成 23 年 10 月公表)に一部反映され、今回の「長野県行政・財政改革方針(案)」においても、包括外部監査報告書の趣旨が反映されていると考える(平成 24 年 2 月公表)。

「長野県行政・財政改革方針(案)の概要」

7 外郭団体の見直し

県が出資等を行う 43 の外郭団体については、現行の改革基本方針の策定から3年が経過しており、団体が担う公的サービスの必要性や団体運営のあり方などを検証する必要があるため、社会経済情勢の変化を踏まえ、団体のあり方や県の人的・財政的な関与のあり方について、引き続き見直しに取り組みます。

(1)改革基本方針の見直し

① 基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

② 外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

外郭団体については、団体によって県からの職員派遣や財政支出など県の関与が異なっていることから、包括外部監査の結果なども踏まえ、全庁的な立場から指導等をすべき団体(監理団体)と所管部局による管理を行う団体(報告団体)に区分するなど、県の指導等のあり方を検討します。また、団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めます。

(2)県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

また、各団体の求めに応じて県退職職員を紹介してきた役員等の職について、今後は、原則として公募による採用ができないか各団体に要請するものとし、公正性や透明性の確保に努めていきます。

・外郭団体等検討委員会(仮称)による検討

外部有識者の視点を加え、外郭団体の見直しに関する対応案を検討。
(平成 24 年度)

包括外部監査の結果及び意見 - 総論 -

本報告書では、監査の結果を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(合規性に関する事項)に該当するものである。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項等(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

なお、長野県の「外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条第1号及び第2号において、包括外部監査の対象を、県が補助金等の財政的援助を与えているもの及び県が4分の1以上を出資しているものとしている。今回の監査報告書の対象としている43団体のうち次の5団体は、監査の対象ではないが、県の外郭団体の見直しに対する意見の文脈の中で触れているものである。

包括外部監査の対象外となる団体

| 団体番号 | 団体名 | 補助金の有無 | 出資比率 |
|------|-------------------|--------|-------|
| 15 | (社)長野県地域包括医療協議会 | 補助金等なし | 0% |
| 21 | 長野県信用保証協会 | 補助金等なし | 12.2% |
| 31 | 長野県農業信用基金協会 | 補助金等なし | 8.0% |
| 34 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | 補助金等なし | 16.7% |
| 41 | (一財)長野県建築住宅センター | 補助金等なし | 16.7% |

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況と今後の課題

「改革基本方針」（改訂版）に基づく出資等外郭団体に対する県の指導監督など取組状況とその効果はどうか。
出資等外郭団体の廃止等を含め再検討の必要性はないか。

1. 改革基本方針の進捗状況の評価（意見）

(1) 改革基本方針の対象法人数の推移

県の改革基本方針の対象法人数は、平成22年度は43である。これは、平成15年度の54と比較すると法人数は減少している。これは、平成16年の改革基本方針において廃止された法人が多かったことによる。

県の改革基本方針の対象法人数

(単位：団体)

| 区分 | 平成15年度 | 平成19年度 | 平成22年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 第三セクター | 44 | 35 | 34 |
| 社団法人・財団法人 | 41 | 32 | 31 |
| 会社法人 | 3 | 3 | 3 |
| 地方三公社 | 3 | 3 | 3 |
| 特別法人 | 5 | 5 | 4 |
| 社会福祉法人 | 2 | 2 | 2 |
| 地方独立行政法人 | - | - | - |
| 総計 | 54 | 45 | 43 |

長野県と全国ベースの第三セクター等(注：県の外郭団体の定義とは必ずしも一致していない)の法人数の推移に関して、平成15年と平成22年を比較すると、県の全体の減少率は全国ベースと同程度である。法人の区分では、県は、社団法人・財団法人の減少率は全国ベースとほぼ同率である。地方三公社(道路、住宅、土地)の増減はなかったが、会社法人では、浅間高原観光開発(株)が民間譲渡され、しなの鉄道(株)が追加されて、3法人となっている。

(参考) 全国ベースの法人数

(単位：団体)

| 区分 | 平成15年3月 | 平成19年3月 | 平成22年3月 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 第三セクター | 9,457 | 7,775 | 7,439 |
| 社団法人・財団法人 | 4,636 | 4,051 | 3,813 |
| 会社法人 | 3,821 | 3,724 | 3,626 |
| 地方三公社 | 1,654 | 1,206 | 1,117 |
| 地方独立行政法人 | - | 27 | 62 |
| 総計 | 10,111 | 9,007 | 8,618 |

(出典：総務省「第三セクター等の状況に関する調査結果の概要」(平成22年12月24日))

(2) 県の財政支出の推移

県の財政支出は、平成 18 年度 9,033 百万円から平成 21 年度 8,496 百万円まで減少したが、その後、平成 22 年度 9,090 百万円、平成 23 年度 9,147 百万円に増加している。

外郭団体への県からの支出状況(当初予算ベース)

(単位：千円)

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政支出 | 9,032,776 | 9,212,659 | 8,595,497 | 8,495,972 | 9,089,676 | 9,146,709 |
| 増減 | | 179,883 | 617,162 | 99,525 | 593,704 | 57,033 |

この増加分には、県営住宅の管理代行や公の施設への指定管理制度の順次導入により、県業務のアウトソーシングを進めたことによる支出の増加が含まれている。この増加分に見合う県の経費が削減されていることから、この影響を除いた金額で、平成 20 年度から平成 23 年度の財政支出を比較すると、下表のようになる。

県営住宅管理料と平成 23 年度より指定管理者制度を導入した 2 施設(信濃学園、松本あさひ学園)の指定管理料を除いた外郭団体への財政支出は、平成 20 年度の 7,618 百万円から平成 23 年度の 7,536 百万円へと 82 百万円の減少となっている。したがって、財政的には一定の効果が出ていると評価することができる。

県営住宅管理料と指定管理料を除いた外郭団体への財政支出

(当初予算ベース)

(単位：千円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政支出 | 8,595,497 | 8,495,972 | 9,089,676 | 9,146,709 |
| 県営住宅管理料 | 977,080 | 968,588 | 1,228,560 | 1,208,257 |
| 指定管理料 | | | | 402,505 |
| 信濃学園 | | | | 184,945 |
| 松本あさひ学園 | | | | 217,560 |
| 差引 | 7,618,417 | 7,527,384 | 7,861,116 | 7,535,947 |

県からの支出の内訳は、平成 21 年度決算ベースの数値では、補助金 2,128 百万円、負担金 154 百万円、委託料 6,113 百万円で総計 8,395 百万円である。

県からの支出明細

(単位：千円)

| | 平成 21 年度(決算ベース) |
|--------|-----------------|
| 補助金 | 2,128,380 |
| 事業費補助金 | 1,294,080 |
| 運営費補助金 | 834,300 |
| 負担金 | 154,055 |
| 委託料 | 6,112,541 |
| 総計 | 8,394,976 |

県の債権としては、平成 21 年度決算ベースの数値では、貸付金が 7,702 百万円、出えん金・出資金が 34,918 百万円、損失補償残高が 12,890 百万円ある。

県の債権及び損失補償

(単位：千円)

| | 平成 21 年度(決算ベース) |
|----------|-----------------|
| 貸付金 | 7,701,984 |
| 出えん金・出資金 | 34,917,634 |
| 損失補償残高 | 12,889,633 |

(3)県からの人的支援(派遣職員・OB職員)

県の派遣職員は、平成 18 年度 139 人から平成 22 年度 79 人まで減少したが、その後平成 23 年度 101 人に増加している。

県からの人的支援(派遣職員・OB職員)

(単位：人)

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 派遣職員 | 139 | 113 | 102 | 89 | 79 | 101 |
| OB 職員 | | 95 | 100 | 119 | 121 | 124 |
| 役員 | - | 20 | 30 | 35 | 35 | 34 |
| 非常勤役員 | - | 9 | 8 | 10 | 12 | 15 |
| 職員 | - | 66 | 62 | 74 | 74 | 75 |

(注)OB 職員数は平成 19 年度より県に調査を依頼した結果を記載している。

この増加分は、県の公の施設に順次指定管理者制度を導入したことに伴い、業

務の移管をスムーズに進めるため、一定の期間県の職員を派遣していることによるものである。この影響を除いた人数で、平成 20 年度から平成 23 年度の派遣職員数を比較すると、下表のようになる。

指定管理者制度の導入による影響を除いた外郭団体への派遣職員数は、平成 20 年度の 94 人から平成 23 年度の 71 人へ 23 人の減少となった。したがって、派遣職員数には一定の効果が出ていると評価することができる。

指定管理者制度の影響を除いた外郭団体への職員派遣数

(単位：人)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 派遣職員 | 102 | 89 | 79 | 101 |
| 指定管理者制度導入による影響 | 8 | 4 | 1 | 30 |
| 西駒郷 | 8 | 4 | 1 | 0 |
| 信濃学園 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 松本あさひ学園 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 差引 - | 94 | 85 | 78 | 71 |

なお、指定管理者制度導入による派遣職員数については、県の計画では、下表のように、平成 23 年度の 30 人から平成 27 年度には 6 人に減少する見込みである。

今後の指定管理者導入施設への職員派遣見込み

(単位：人)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 指定管理者制度導入による影響 | 23 | 19 | 10 | 6 |
| 西駒郷 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 信濃学園 | 15 | 14 | 10 | 6 |
| 松本あさひ学園 | 8 | 5 | 0 | 0 |

県からの職員派遣は、原則として、出向先の団体が負担することとしている。平成 23 年度では、県からの派遣職員 101 名中で、派遣先の団体が給与を負担している職員が 74 名で、県負担の職員が 27 名となっている。

県負担の職員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)」第 6 条第 2 項の規定に基づき、その業

務が県の事務・事業と密接な関係を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めている。県負担の職員の場合、県が負担するのは主に基本給であるため、一部手当等は団体の負担となる。

県のOB職員数については、平成19年度95人から平成23年度124人に増加しており、OB職員の活用がされている。役員の報酬は、概ね県の規定の限度額(年間3百万円以内)となっている。

(4)改革基本方針の進捗状況の評価(意見)

県の出資等外郭団体の改革は、平成16年策定の「改革基本方針」及び平成20年策定の「改革基本方針(改訂版)」に基づき、着実に進められていると言える。

対象団体数では、平成16年度では54団体から45団体へと9団体減少し、平成20年度では43団体へと2団体減少した。

県の財政支出では、平成18年度9,033百万円から平成23年度9,147百万円になっているが、この増加分には、県営住宅の管理代行や公の施設への指定管理者制度の順次導入により、県業務のアウトソーシングを進めたことが含まれている。この影響を除いた金額で、平成20年度から平成23年度の財政支出を比較すると、平成20年度の7,618百万円から平成23年度の7,536百万円へと82百万円の減少となっている。財政的には一定の効果が出ていると評価することができる。

県からの派遣職員数は、平成18年度139人から平成23年度101人になっているが、この増加分には、県の公の施設に指定管理者制度を順次導入したことに伴い、業務の移管をスムーズに進めるため、一定期間県の職員を派遣しているものが含まれている。指定管理者制度導入による影響を除いた外郭団体への派遣職員数は、平成20年度の94人から平成23年度の71人へ23人の減少となっている。派遣職員数には一定の効果が出ていると評価することができる。今後は、人的な支援についても、県の関与の度合いによって目標値を設定して団体の自主性を高める必要がある。

県のOB職員数は、平成19年度95人から平成23年度124人に増加しており、OB職員の活用がされている。役員の場合の報酬は、おおむね県の規定の限度額となっており、県を部長級で退職した職員でも年間3百万円以内と低い水準となっている。こうした取扱いは、各団体にとっては低い報酬で必要な知識や経験を得ることができるという面があり、今後も引き続きこうした取扱いを続けていく必要がある。

2. 重点検証団体の監査結果（意見）

重点検証団体としては、団体ヒアリングを実施した 11 団体に、県の施策上重要性が高いと思われる 2 団体（長野県土地開発公社と長野県文化振興事業団）を加えて、13 団体を検討した。その結果の要約は以下のとおりである。

監査の視点としては、中期的に県民負担につながる可能性が高い外郭団体について、経営財務的な「脆弱性（県の追加的な財政支援なしに事業の維持が困難であること）」に焦点を当てて検証している。また、地方三公社（長野県土地開発公社、長野県道路公社、長野県住宅供給公社）は、県の施策上重要性が高いので検討対象としている。なお、長野県土地開発公社と（財）長野県文化振興事業団は、過去の包括外部監査で対象としているので、今回は所管課のヒアリングに基づき評価を行っている。

県においては、今後の改革基本方針の見直しにおいて、政策的な視点とともに経営財務的な視点として、総合的に検討することを望むものである。

（詳細は個別団体各論を参照のこと。）

重点検証団体

| 対象外郭団体 | 所管課 |
|----------------------|---------------|
| 02. 長野県土地開発公社 | 企画課土地対策室 |
| 03. しのの鉄道（株） | 交通政策課並行在来線対策室 |
| 04. 松本空港ターミナルビル（株） | 交通政策課 |
| 05. （財）長野県文化振興事業団 | 生活文化課 |
| 10. （社福）長野県社会福祉協議会 | 地域福祉課 |
| 16. （財）長野県下水道公社 | 生活排水課 |
| 17. （財）長野県中小企業振興センター | 経営支援課 |
| 24. （社）信州・長野県観光協会 | 観光企画課 |
| 25. （財）長野県国際交流推進協会 | 国際課 |
| 26. （財）長野県農業開発公社 | 農村振興課 |
| 33. （社）長野県林業公社 | 森林づくり推進課 |
| 38. 長野県道路公社 | 道路建設課 |
| 40. 長野県住宅供給公社 | 住宅課 |

重点検証団体の結果要約

| 採算性 | 事業手法の選択 | 団体数 | 番号 |
|-----|---|-----|----|
| 有 | 改革基本方針を維持したうえで、総合的に費用対効果を検証する。 | 1 | |
| | 県が再生に向けた取組を行ったうえで、経営努力を行い、民間売却を目指す。 | 1 | |
| | 経営環境の変化に対応して、インフラ部分への補助金等の財政支援を行い、第三セクターとしての運営を支援する。 | 1 | |
| 無 | 県の追加的な財政支援なしに事業の維持が困難であり、債務調整等の再生手続きをしたうえで、抜本的な経営改革をする。 | 1 | |
| | 将来的な県民負担の視点から、事業手法の見直しを検討する。 | 1 | |
| | 改革基本方針を維持したうえで、追加的な県民負担を生じないように、効率的な経営を推進する。 | 3 | |
| | 経営環境の変化に対応して、経営体制の抜本的な変更等を行ったうえで、積極的な経営改革を実施する。 | 2 | |
| | 必要な県関与のもとで経営努力を行いつつ引き続き事業を実施する。 | 2 | |
| | 単独での事業の継続に困難性があり、事業手法の見直しを検討する。 | 1 | |

(注) この表で、採算性の有無は、県からの補助金等の財政支援を控除した場合の経常収支で判定している。県からの補助金等の控除後の経常収支が赤字になる団体は採算性が無いとしている。また、県が損失補償を行っている団体で損失補償の発生する可能性の高い団体、債務超過になる可能性の高い団体、不採算路線を有する団体（長野県道路公社）、長期保有土地・時価の下落した土地等を保有している団体を含めている。

改革基本方針を維持したうえで、総合的に費用対効果を検証する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|-----------------|--------|--|
| 16. (財)長野県下水道公社 | 県関与の廃止 | <p>改革基本方針の正当性は、県関与を廃止することによって当公社内の創意工夫の発揮と自立化が図られる、直営とすることによって長野県において流域下水道管理のノウハウが蓄積できるなどといった数字では測ることができない部分もあるが、流域下水道を県の直営とした場合の経費縮減効果を含めた費用対効果を総合的に評価することが必要である。</p> <p>今後は、市町村公共下水道等の維持管理業務が重要なものとなることから、新規受託の確保に努めるとともに、経営効率化を図り健全経営の努力を引き続き行っていく必要がある。県としても、当公社への必要な支援や信用補完等を行う必要がある。</p> |

県が再生に向けた取組を行ったうえで、経営努力を行い、民間売却を目指す。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|------------------|---------|--|
| 4.松本空港ターミナルビル(株) | 県関与の見直し | <p>日本航空(JAL)撤退後、フジドリームエアラインズ(FDA)が就航したものの、ビル賃借面積の縮小に伴い、賃料収入が大幅に減少した。今後の経営改善に向けた取組が早急に必要であり、固定資産の減損など、県所有株式の民間売却を目指して経営努力を行う。県の空港業務とターミナルビルの一体的な運営などについても、今後検討していく必要がある。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。</p> |

経営環境の変化に対応して、インフラ部分への補助金等の財政支援を行い、第三セクターとしての運営を支援する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|------------|----------------|--|
| 3.しなの鉄道(株) | 事業推進に対して積極的に支援 | 平成17年度以降、黒字を計上しているが、輸送人員の減少に歯止めがかかっておらず、旅客収入は減少傾向にある。当会社が長野以北の並行在来線の運営を担う場合、国からの新たな支援を踏まえ初期投資に対して県・沿線市町による補助を行うとしている。また、既存の軽井沢・篠ノ井間は、収支の悪化が進めば、将来には新たな公的支援が必要となる可能性も考えられる。 |

県の追加的な財政支援なしに事業の維持が困難であり、債務調整等の再生手続きをしたうえで、抜本的な経営改革をする。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|-----------------|---|--|
| 26.(財)長野県農業開発公社 | 「現在の体制で事業の効率化を図る」農業開発公社と農業会議の事務局の統合。その後、農業開発公社と農業担い手育成基金との団体統合、さらに農業会議との統合。 | 当公社は、農業保有合理化促進事業強化基金の返還、長期保有地解消に伴う借入金の残額の返済、公益法人改革の対応等に対して、県の追加的な財政支出なしに事業の存続が困難である。債務の整理を行い、農地保有合理化事業を継続するためには、抜本的な経営改革を行いその機能を維持することが必要である。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。 |

将来的な県民負担の視点から、事業手法の見直しを検討する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|---------------|--|--|
| 33.(社)長野県林業公社 | 「経営改善の推進」・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。 | 監査人の試算によれば、平成23年度以降の県からの財政支出を試算した結果、貸付金残高214億円(元本153億円、過年度未収利息61億円)のうち、名目価値(金利を考慮しない)で、145億円の回収が不能である。平成23年度以降の県の貸付金の支出と回収を現在価値(金利2%)で計算すると、 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 19億円の支出超過となった。しかしながら、当公社を早期に廃止した場合には財務的な負担の問題もあり、基本方針の事業手法について政策的な判断を含めて総合的に見直しを検討する必要がある。当公社を平成88年度末まで存続させた場合とそれ以前に解散する場合のメリット・デメリットを検討した上で、改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。 |
|--|--|--|

改革基本方針を維持したうえで、追加的な県民負担を生じないように、効率的な経営を推進する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|--------------|---------------|--|
| 38.長野県道路公社 | 団体の廃止(平成38年度) | 県の出資金について、道路料金収入の減少等により、平成23年の試算では1,239百万円が返還できない見込みである。平成15年度からの夜間無料化等の社会実験の総括を行い、県の出資金の返済予定額の目標を設定する必要がある。 |
| 40.長野県住宅供給公社 | 事業の縮小 | 公営住宅管理事業は赤字のため、住宅分譲事業と長期割賦事業が終了して目標どおり公営住宅管理事業に特化した場合、現状のままだと赤字経営となるおそれがある。中期的に、不良債権の代位弁済による経営の悪化によっては県民負担が生じるおそれもある。公営住宅管理業務にシフトした場合の組織体制や人員数、管理費の合理化等について将来像を描いた上で、県民負担を発生させないよう検討する必要がある。 |
| 2.長野県土地開発公社 | 事業の縮小(機能は存続) | 5年以上の長期保有土地となっていた「県営産業団地」等について、平成23年3月に県が残区画を引き取ったことから、当公社の長期保有土地は解消した。(しかし、県にはこの問題が存在している。)当公社は、県の行政代行的な役割があるが、そのあり方は定期的に見直す必要がある。 |

経営環境の変化に対応して、経営体制の抜本的な変更等を行ったうえで、積極的な経営改革を実施する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|------------------|---------------|---|
| 5.(財)長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の抜本的な縮減 | 現状は、管理職としての県職員の出向に依存せざるを得ない実態にあり、応急処置として県職員の派遣を継続することは理解できる。しかし、当事業団が、将来、どういった事業分野で活動していくのか整理した上で、どの事業分野に限られた人的資源等を注力していくのかを明確にする必要がある。 |
| 24.(社)信州・長野県観光協会 | 団体の自立的な運営 | 現行の事業の実施体制等を前提として、毎年度赤字の状態が継続し、試算では、平成38年度には債務超過に陥る見込みである。今後、当協会が一般社団法人へ移行するに当たっては、健全な経営を図るため、施設整備事業を含めた実効性ある収益事業の創設と再構築を早急に検討し、実行に移す必要がある。 |

必要な県関与のもとで経営努力を行いつつ引き続き事業を実施する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|---------------------|-----------|---|
| 10.(社福)長野県社会福祉協議会 | 団体の自立的な運営 | 今後とも自立的な運営を進めていくために、経営上の数値目標を設定して自主収入の確保に努めることが必要である。また、県は、当協議会の福祉施策への貢献度を評価することも必要である。 |
| 17.(財)長野県中小企業振興センター | 必要な県関与の継続 | 県の人的及び財政的な関与が実施されており、今後も必要である。また、将来的には、県の産業振興政策の観点から、他団体との経営統合を検討する必要がある。 |

単独での事業の継続に困難性があり、事業手法の見直しを検討する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|--------------------|---------------------------|---|
| 25. (財)長野県国際交流推進協会 | 民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施 | 平成23年度には収支がほぼゼロとなり、平成24年度には資金ショートのある恐れがある。そのため、当協会の最大限の自助努力を前提に、かつ事業実施計画及び収入確保策の達成状況を確認しつつ、「必要な県関与の実施」と改革基本方針を見直したことは特に問題はないと考える。今後は、事業規模や県からの援助も含め、当協会をどのように位置付けるか事業手法の見直しを含めて検討する必要がある。 |

3. その他団体の監査結果（意見）

上記の重点検証団体以外の団体については、経営財務的に直ちに問題となることは少ないと考えられるが、小規模な団体にあつては県の財政支援なしに単独での経営が困難な団体もある。他方、民間主導で経営している団体もある。

小規模な団体については、特に公益法人の場合、公益であろうと一般であろうと、これまでに比べて、経営の統治(ガバナンス)能力と財務的な持続可能性が求められる。このため、一定の規模(収益あるいは人員)以下の団体の場合は、事業の目的と事業手法を再検討して、事業の移管、団体の統合、廃止を含めて検討することが必要である。

例えば、常勤職員数が10人以下の団体は23団体ある。経常収益(売上)が1億円以下の団体は10団体あり、2億円以下の団体は18団体ある(平成21年度決算ベース)。

その他の団体の監査結果の要約は下記のとおりである。今後の改革基本方針の見直しにおいて、財務経営的な視点として、総合的に検討することを望むものである。

その他団体の結果要約

| 採算性 | 事業手法の選択 | 団体数 | 番号 |
|-----|---------------------------------|-----|----|
| 有 | 自立的な経営を継続する。 | 9 | |
| | 事業の効率化を図り、引き続き実施する。 | 3 | |
| 無 | 事業の効率化を図り、自立的な経営を目指す。 | 3 | |
| | 経営体制の変更等を行ったうえで、引き続き積極的な経営改革を実施 | | |
| | 単独での事業の継続に困難性があり、事業手法の見直しを検討する。 | 6 | |
| | 国や関係団体との協働のもとで自立的に経営を実施する。 | 7 | |
| | 市町村主導による経営基盤の強化を図る。 | 2 | |

(注) この表で、採算性の有無は、県からの補助金等の財政支援を控除した場合の経常収支で判定している。県からの補助金等の控除後の経常収支が赤字になる団体は採算性が無いとしている。

自立的な経営を継続する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|---------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 06(社)長野県私立幼稚園協会 | 県の財政的関与の廃止 | 3団体の貸付事業を統合する予定であり、団体統合を着実に進める必要がある。 |
| 07(社)長野県私立短期大学協会 | | |
| 08(社)長野県私学振興協会 | | |
| 11(社福)長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | 自立的な経営を行っており、県の財政的関与のあり方を見直す。 |
| 22(株)長野協同データセンター | 事業推進に対して積極的に支援 | 事業を積極的に支援し、自律的経営を支援する。 |
| 34(社)長野県林業コンサルタント協会 | 自立的な運営の継続 | 自立的な運営の継続。 |
| 36(公財)長野県緑の基金 | 民間主導の団体として運営 | 民間主導の団体として、自立的な運営の継続。 |
| 39(財)長野県建設技術センター | 自立的な運営の継続 | 自立的な運営の継続。 |
| 41(一財)長野県建築住宅センター | 県関与の廃止 | 県関与は廃止して、自立的な経営の継続。 |

事業の効率化を図り、引き続き実施する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|----------------|------------------|------------|
| 21 長野県信用保証協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る。 | 事業の効率化を図る。 |
| 27(社)長野県原種センター | 事業の効率化 | 事業の効率化を図る。 |
| 31 長野県農業信用基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る。 | 事業の効率化を図る。 |

事業の効率化を図り、自立的な経営を目指す。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|------------------|----------------|-----------------------------------|
| 14(財)長野県健康づくり事業団 | 自立的な運営を継続 | 事業の効率化を図り、自立的な運営を目指す。 |
| 18(財)長野県テクノ財団 | 事業推進に対して積極的に支援 | 事業の積極的な支援のもと、事業の効率化を図り自立的な運営を目指す。 |
| 37(財)長野県林業労働財団 | 存続 | 経営の健全化を進める。 |

単独での事業の継続に困難性があり、事業手法の見直しを検討する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|-------------------------|----------------|--|
| 01(財)長野県消防協会 | 必要な県の関与 | 当協会と県及び市町村の役割分担を踏まえた上で事業を再検討することが必要である。 |
| 09(公財)長野県長寿社会開発センター | 必要な県関与の継続 | 県の関与のもとで、健康福祉部関連事業の効率化を図る。 |
| 12(財)長野県生活衛生営業指導センター | 運営経費の見直し | 運営経費の見直しとともに事業手法の見直しを検討する。 |
| 13(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 事業推進に対して積極的に支援 | 事業推進を支援するとともに事業手法の見直しを検討する。 |
| 35(財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 県の関与は今後も行わない。 | 平成26年度末には積立金が枯渇し事業の実施が困難になると予測される。事業手法の見直しを検討する。 |
| 43(財)長野県暴力追放県民センター | 必要な県関与の継続 | 当センターと県及び市町村の役割分担の見直しを検討する。 |

国や関係団体との協働のもとで自立的に経営を実施する。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|----------------------|-------------------|------------------------------------|
| 15(社)長野県地域包括医療協議会 | 団体のあり方について関係者と協議 | 団体のあり方について、引き続き関係者と協議する。 |
| 23 長野県職業能力開発協会 | 団体の自立的な運営を継続 | 団体の自立的な運営を継続する。 |
| 28(社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 他の畜産関係団体との統合を検討 | 引き続き他の畜産関係団体との統合を検討する。 |
| 29(社)長野県農業担い手育成基金 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 事業の効率化を図る。 |
| 30(社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 県の人的関与は今後も行わない | 国及び農協等との協働のもとで経営する。 |
| 32 長野県農業会議 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 県の行政代行的な業務であり、事業の効率化を図る。 |
| 42(財)長野県体育協会 | 業務量に見合った効率的な業務の実施 | 自立的な運営を図るとともに、当協会と県及び市町村の役割分担を見直す。 |

市町村主導による経営基盤の強化を図る。

| 団体名 | 基本方針等 | 検証結果 |
|------------------------|-------------|---|
| 19(財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 塩尻市主導の運営を継続 | 塩尻市主導の運営が望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。 |
| 20(財)飯伊地域地場産業振興センター | 飯田市主導の運営を継続 | 飯田市主導の運営が望ましいが、関係市町村による経営基盤の強化を図る必要がある。 |

【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

出資等外郭団体に対する投資、貸付、補助等は効率的、効果的に活用されているか。

出資等外郭団体への委託で、民間事業者により実施可能な事業はないか。

出資等外郭団体に対する債務保証等財政的関与は適切か。

県の関与について見直しの必要性はないか。

県による外郭団体の経営状況の把握、監査、定期点検等の指導監督は適当か。

1. 外郭団体の指導監督について（意見）

(1)指導監督対象団体の考え方

現在の出資等外郭団体の数は43である。小規模団体から大規模団体まで、県の関与の依存度の高いものから低いものまで、多様である。県の行政改革課及び所管部局は、改革基本方針に基づき、全体を総合的に管理している。

これまで見てきたように、外郭団体を取り巻く環境は、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など変化しており、外郭団体にはこれまで以上の創意工夫が求められている。外郭団体は、公益性、公共性を確保しながら、効率的により高度なサービスを提供して、政策との連動性の高い業務を県と連携しながら進めていくことが求められている。

このように外郭団体の設立目的と活用のメリットを十分に達成・発揮し、自立的な経営を促進するために、県として重点的に指導監督を強化すべき団体と、主に所管課が指導監督して結果報告を受ければよい団体に分けることが効率的・効果的であると考え。例えば、県として、指導監督の対象団体を2つの概念に区分して、県が全庁的な立場から指導監督する団体（「監理団体」）と所管部局が管理する団体（「報告団体」）に分けることが考えられる。

ここで、「監理団体」とは、県から継続的な財政支出や人的支援を受け、県の行政運営を支援・補完する団体であり、事業内容等が県の行財政と密接な関係があることから、所管部局のみならず、総務部が全庁的な立場から指導監督を行うものを意味している。

「報告団体」とは、県の財政支援等が少なく、自らの経営責任のもと自主的な経営を行う団体であり、監理団体のような特別な関与は行わず、運営状況の報告のみを受けるものであり、所管部局が事業執行を進める中で適切に指導を行うものを意味している。

監査人の知る範囲であるが、このような制度を導入している自治体はいくつかあるが、参考までに東京都総務局へヒアリングを行った結果を以下に要約する。

東京都においては、「監理団体指導監督基準」及び「監理団体指導監督要綱」を定めている。その中で、目的、監理団体の範囲、監理団体改革推進委員会への

付議事項、様々な指導監督基準(財政運営、事業運営等、組織及び役職員数、役員報酬、職員の人事及び給与)、都への協議及び報告事項、都の財政支出、その他報告を受ける団体等を規定している。また、各団体とは「業務運営に関する協定」を結び、事業及び収支等に関する調査権限を明確化している。

東京都の監理団体制度の特徴としては、下記のようなものがある。

経営目標達成度評価制度

役員業績評価制度

経営の透明性の確保(各種情報開示、契約情報の開示)等

＜参考＞東京都の監理団体と報告団体の基準

東京都総務局へのヒアリングによれば、東京都では、監理団体 33 団体、報告団体 50 団体となっている(平成 23 年 4 月)。

1. 監理団体

【指定基準】

都が出えんしている公益法人

都が資本金の 25%以上を出資している株式会社

都から財政的支援又は人的支援が特に大きい団体

【適用除外】

- ・ 継続的な職員派遣及び財政支出が僅少
- ・ 特殊法人など国の関与が強い団体、他団体の関与が強い団体
- ・ 独立行政法人など個別法令により効率的な運営を行う仕組みが確保されている団体

2. 報告団体

【該当基準】

都が出資を行っている団体(行動が全国的な団体等を除く)

継続的な財政支出が団体収入の概ね 50%以上かつ継続的な補助金が 1 億円以上の団体

監理団体の指定を解除してから 3 年以内の団体

持株会社の子会社

(2)監理団体・報告団体の区分

監査人が所管課及び団体ヒアリング等の調査の結果、経営財務上の観点から、監理団体として県が全庁的に指導監督を行うべき団体と、報告団体として所管課が指導監督を行うべき団体の試案を作成した。

監理団体の指定基準としては、県の施策との連動性が高く、県の人的及び財政的支援が大きく、また、将来的に県民負担の増加する可能性が高い団体と地方三公社を選んでいる。

これは、あくまでも監査人の判断であり、県としては第三者委員をメンバーとする経営委員会を設置するなどして、総合的な判断で決定することを望むものである。

報告団体に該当する団体においては、引き続き県の所管課が指導監督するもの

であり、県の改革基本方針に沿った運営を行うほか、常に改革基本方針の見直しが必要であることは変わらない。

監理団体と報告団体(案)

| 区分 | 監理団体 | 報告団体 | 合計 |
|-----------|------|------|----|
| 第三セクター | 13 | 21 | 34 |
| 社団法人・財団法人 | 11 | 20 | 31 |
| 会社法人 | 2 | 1 | 3 |
| 地方三公社 | 3 | 0 | 3 |
| 特別法人 | 2 | 2 | 4 |
| 社会福祉法人 | 1 | 1 | 2 |
| 地方独立行政法人 | - | - | - |
| 総計 | 19 | 24 | 43 |

県の財政支援という観点から見ると、補助金の支出がおおむね 50 百万円以上の団体、将来的な県民負担の増加が予測される団体、地方三公社が該当している。監理団体(案)の一覧は以下のとおりである。

監理団体(案)一覧表

| 団 体 名 | 法人 | 出資比率(円) | | |
|---------------------|----|----------------|----------------|--------|
| | | 基本財産 | 県出資額 | 県出資割合 |
| 02 長野県土地開発公社 | 特別 | 19,000,000 | 19,000,000 | 100.0% |
| 03 しなの鉄道(株) | 株式 | 2,364,450,000 | 1,781,950,000 | 75.4% |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | 株式 | 495,000,000 | 250,000,000 | 50.5% |
| 05(財)長野県文化振興事業団 | 財団 | 20,000,000 | 20,000,000 | 100.0% |
| 09(公財)長野県長寿社会開発センター | 財団 | 334,737,896 | 220,000,000 | 65.7% |
| 10(社福)長野県社会福祉協議会 | 社福 | 31,200,000 | 0 | 0.0% |
| 14(財)長野県健康づくり事業団 | 財団 | 100,000,000 | 0 | 0.0% |
| 16(財)長野県下水道公社 | 財団 | 40,000,000 | 20,000,000 | 50.0% |
| 17(財)長野県中小企業振興センター | 財団 | 415,167,000 | 305,000,000 | 73.5% |
| 18(財)長野県テクノ財団 | 財団 | 5,870,002,700 | 2,800,000,000 | 47.7% |
| 23 長野県職業能力開発協会 | 特別 | - | - | - |
| 24(社)信州・長野県観光協会 | 社団 | 124,450,000 | 100,000,000 | 80.4% |
| 26(財)長野県農業開発公社 | 財団 | 313,000,000 | 313,000,000 | 100.0% |
| 32 長野県農業会議 | 特別 | - | - | - |
| 33(社)長野県林業公社 | 社団 | 68,000,000 | 68,000,000 | 100.0% |
| 37(財)長野県林業労働財団 | 財団 | 131,940,652 | 8,000,000 | 6.1% |
| 38 長野県道路公社 | 特別 | 21,952,700,000 | 21,952,700,000 | 100.0% |
| 40 長野県住宅供給公社 | 特別 | 60,560,000 | 60,560,000 | 100.0% |
| 42(財)長野県体育協会 | 財団 | 26,149,797 | 0 | 0.0% |

(3)外郭団体の経営評価について

監理団体への支出については、総務部が、事業効果、効率性に加え、県と団体との役割分担の観点から、団体が事業を実施する妥当性や実施内容の適正性を検証することが有用である。

団体の経営責任を明確化するために、中期計画及び年度計画の経営目標(数値目標)を設定し、達成状況を評価・公表することで、県の改革方針の進捗状況を管理することが必要である。特に、毎年度、経営評価が可能になるような財務的な目標値を設定することが必要である。

(4)外郭団体への支出評価の実施

外郭団体への支出を通じて実施する事業については、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証して、今後の方向性を公表することが望まれる。

外郭団体への支出評価は、県が実施している事務事業評価あるいは予算査定との関係の中で検討することが有用である。

2．県の外郭団体出資金の返還の検討（意見）

県の外郭団体に対する出資金は、34,867 百万円ある(平成 22 年度末)。

出せん金は、「出資に基づく権利」に含まれるものであり、県の公有財産に該当する。外郭団体においては、設立当初は、県の出資金等の資金運用によって、公益事業の原資あるいは法人運営の経費に充当してきたものであるが、低金利の状況の中で、このような運用形態は困難なものとなっている。むしろ、団体が実施する公益事業に必要な資金は、県が補助金や委託費等として支出し、議会の審議を受け、結果を事後評価することが望ましい。

また、県は、出資金の用途目的と成果を検証して、効果の低い出資金については、団体からの返還を検討することが必要である。

(なお、一般社団法人へ移行する団体については、57ページを参照のこと。)

3．県の外郭団体と市町村の外郭団体との役割分担（意見）

県と市町村で類似の外郭団体が存在して、サービスを提供している事例が少ない。例えば、文化施設や体育施設では、県の施設と市町村の施設が近隣にあり、それぞれの別の外郭団体が運営していることがある。県は広域行政を担っているが、市民サービスの視点からみると、県の提供するサービスと市町村の提供するサービスとは、対象も内容も類似している場合がある。

また、社会福祉関連では、社会福祉協議会や社会福祉事業団のように、市町村や民間にも類似の団体がある。消防協会や体育協会等は、国と市町村との中間的な存在という面もある。地域地場産業振興センターは、それぞれの地域産業の特

性に応じた振興事業を実施している。

県は、県の施策の中で、外郭団体と市町村、市町村の外郭団体との役割分担を検討することが必要である。

4．今後の外郭団体の役割と活用について（意見）

外郭団体は、本来の意義としては、公と民との両方の面を持ち、公益性、公共性を確保しながら効率的により高いサービスを提供できることにあり、県の政策との連動性が高い事業を、県と連携しながら一体となって実施することである。

県としては、出資等外郭団体の改革基本方針に基づき、団体の経営の合理化を進めてきている。今後は、団体の経営改革を進めるとともに、新しい行政ニーズや県が直接実施する業務の中で、サービス向上や効率化の観点から、必要に応じてNPOなど新しい公共との役割分担との考え方も踏まえながら、外郭団体へ事業移管などを進め、行政支援・補完機能の拡大を図ることも必要である。

その場合において、県の施策と社会状況の変化に応じて不断の検証を行うことが必要であり、事業評価においても、事業の効率性や効果だけでなく、その事業を団体が実施することの妥当性も評価の対象に加えることが必要である。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

出資等外郭団体の経営状況は良好か。特に下記のような団体の存在に留意する。

ア．県からの補助金等の財政援助を控除すると経常収支が赤字になっている団体

イ．含み損を保有している団体

ウ．債務償還に県の補助金に依存している団体

エ．道路公社において、料金収入が管理運営費に満たない路線の有無

オ．土地開発公社において、長期保有土地の有無

将来的な経営状況を予測したときに、県民負担の増加が予想されるリスクはないか。

出資等外郭団体の資産管理状況は適切か。

ア．資金の管理運用は適切か。

効果的なガバナンス体制（県派遣職員のあり方、プロパー職員の育成等を含めて）は構築されているか。

公益法人制度改革への取組状況は適切か。

1．経営状況について（意見）

【監査の視点1】で述べたように、環境の変化及び中期的な経営の視点の欠落から、将来的には県民負担の増加につながる団体が少なくない。その原因としては、環境の変化だけでなく、経営構造の変化も大きい。そのような変化に対して経営のスピードに欠けていることが指摘できる。県の判断へ依存するのではなく、自律的に経営計画を策定し県に働きかけることが必要である。

2．県民負担の増加が予想される団体（意見）

【監査の視点1】で述べたように、下記の団体は環境変化や経営悪化から県からの財政支出の増加、県の債権放棄や滞留資産の買取りなど、県民負担の増加が予想される。

| | |
|------------------|---|
| 3.しなの鉄道（株） | 長野以北の運営を予定するという環境変化とともに借入金返済と車両等の設備投資という経営課題がある。料金値上げだけでは対応できず、インフラ投資への支援により負担が増えることが見込まれる。 |
| 4.松本空港ターミナルビル（株） | JAL 撤退という環境の変化により、経営改善に向けた取組を早急に検討する必要がある。また、滑走路を管理する県としても、県民の資源をどう活性化して充実させていくかという課題がある。 |
| 16.（財）長野県下水道公社 | 流域下水道を県の直営とした場合の経費縮減効果がなければ県の一般会計の負担や市町村の負担が増加するおそれがある。 |

| | |
|---------------------|---|
| 24. (社) 信州・長野県観光協会 | 現行の事業の実施体制等を前提とした試算では、平成38年度には債務超過に陥る見込みである。観光事業及び施設事業等の抜本的な改革がなければ県の財政負担が増加するおそれがある。 |
| 25. (財) 長野県国際交流推進協会 | 補助金を交付しないと団体の継続が困難である。 |
| 26. (財) 長野県農業開発公社 | 農地保有合理化促進事業強化基金の返還、長期保有地解消に伴う借入金の残額の返済等に対して、県の追加的な財政支出なしに事業の存続が困難である。 |
| 33. (社) 長野県林業公社 | 平成23年度以降の新規の貸付金は現在価値で赤字(マイナス)であり、既存の貸付金はもとより新規分の回収もできないと予想される。 |
| 38. 長野県道路公社 | 道路料金収入の減少等により、県の出資金の一部が回収できない可能性がある。 |
| 40. 長野県住宅供給公社 | 中期的に不良債権の代位弁済による経営の悪化によっては県民負担が生じるおそれがある。 |

3. 資金運用について(意見)

一部の団体において、仕組債等による資金運用を行っている。利息がゼロとなっているものや超長期債(30年債)のため流動性に乏しいものがある。

仕組債(しくみさい、structured bonds)とは、一般的に、オプションやスワップなどのデリバティブ(金融派生商品)を組み込むことで、通常の債券のキャッシュ・フローとは異なるキャッシュ・フローを持つようにした債券である。

仕組債は、損失が発生した場合の損失額の大きさ、若しくは損失が発生する可能性の大小についての説明を金融機関が十分に行わずに販売し、顧客(特に個人・地方公共団体・学校法人等)が多額の損失を被るケースが多発し社会問題化したため、金融庁が平成22年4月に販売業者に対する監督指針を改正し、販売に当たっては「過去のストレス時のデータ等、合理的な前提を踏まえた最悪のシナリオを想定した想定最大損失額について、顧客が理解できるように」説明する必要があると明文化された。

仕組債の多くは為替オプションを組み込んだ金融商品であり、最近のドル安・円高局面で金利がゼロになっているものが多く、また市場の時価は大幅に低下しているため、売却すると元本割れを生じるものが少なくない。

我が国の銀行預金や国債等の低金利が続く中で、少しでも高い利回りを求めて、仕組債を購入したものであろうが、各団体において仕組債の購入時に、金融機関の説明を十分に受けて、そのリスクを理解・評価したうえで、購入したのかどうかは疑問であり、経営上のリスク管理体制が機能していたとは言えない。

今回の監査では、所管課を通して各団体に資料提出を求めたものであり、各債

券の詳細な契約条項等の閲覧及び分析は行っていないが、円建外債の名称及び利率や時価等の情報から判断して、下記のように、仕組債が 9 団体で総額 6,611 百万円保有されていると判断したものである(平成 22 年度決算ベース)。

したがって、県としては、監査対象外の5つの県出資等外郭団体を含めて、全ての団体に対して実態調査を行い、点検と指導を行う必要がある。

今後の対策としては、仕組債によっては、時価が額面割れしているものが少なくないため、直ちに売却するというのではなく、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却を検討することが望まれる。

外郭団体においては、県の資金運用のルールを参考にして、金融商品のリスク評価を適切に行い、資金運用の管理体制を整備することが必要である。

県においても、外郭団体の自主的な運用に任せるだけではなく、県の公金管理基本方針の趣旨を外郭団体の経営者に周知し、適切な管理の対応を徹底するよう要請していくが必要である。また、団体と県が協定等を締結した上で、資金運用に関する遵守規定を盛り込むことが必要である。

(参考)長野県公金管理基本方針(抜粋)

1 目的

公金の確実な保管及び効率的な運用を図るため、長野県公金管理基本方針を定める。

2 基本原則

公金の管理を行うにあたっては、安全性の確保を最重要視するとともに、効率的な運用にも配慮する。

(2) 基金

基金は、確実かつ効率的な運用が求められていることから、長期的資金計画に基づき、可能なものについては国債や地方債など確実な債券での運用を行うこととし、元本割れを避けるため、適正な運用期間を設定し、原則として満期まで保有する。

預金での運用については、新たなセーフティネットとしての県債を保有する金融機関で行うことを原則とする。

4 その他

この基本方針のほか、公金の管理及び運用に関する事項については、長野県公金管理調整委員会において調査・調整を行う。

仕組債等の資金運用残高

(平成22年度末)

| 団体 | 単位:千円 |
|-------------------|-----------|
| (財)長野県消防協会 | 100,000 |
| (公財)長野県長寿社会開発センター | 197,800 |
| (財)長野県健康づくり事業団 | 250,000 |
| (社)長野県原種センター | 700,000 |
| (財)長野県体育協会 | 300,000 |
| (社)長野県農業担い手育成基金 | 1,000,000 |
| (公財)長野県緑の基金 | 250,000 |
| (財)長野県テクノ財団 | 3,532,222 |
| (財)長野県農業開発公社 | 281,000 |
| 合計(9団体) | 6,611,022 |

(注) 監査人が、平成23年7月及び平成24年2月に所管課に書面で依頼して、回答を得たものを記載している。

4. 公益法人制度改革への対応(意見)

(1) 公益法人制度改革への迅速な対応

公益法人制度改革への対応では、公益財団・社団法人へ移行済又は移行を予定している団体が19団体、一般社団・財団法人へ移行済又は移行を予定している団体が9団体、現在検討中の団体が3団体ある。

公益あるいは一般を問わず、団体は、これまで以上のガバナンス(統治)と財政の持続可能性が求められる。

まだ検討中の団体にあつては、迅速な意思決定と準備が必要である。

公益法人制度改革への対応状況

| 公益 | 一般 | 検討中 |
|-----------------------|----------------------|-----------------|
| 移行済 3 団体 | 移行済 1 団体 | 3団体 |
| (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | (一財)長野県建築住宅センター | (財)長野県文化振興事業団 |
| (公財)長野県長寿社会開発センター | 移行予定 8 団体 | (社)長野県地域包括医療協議会 |
| (公財)長野県緑の基金 | (社)長野県私立幼稚園協会 | (財)長野県林業労働財団 |
| 移行予定 16 団体 | (社)長野県私立短期大学協会 | |
| (財)長野県消防協会 | (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | |
| (財)長野県生活衛生営業指導センター | (社)信州・長野県観光協会 | |
| (財)長野県健康づくり事業団 | (社)長野県原種センター | |
| (財)長野県中小企業振興センター | (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | |
| (財)長野県テクノ財団 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | |
| (財)飯伊地域地場産業振興センター | (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | |
| (財)長野県国際交流推進協会 | | |
| (財)長野県農業開発公社 | | |
| (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | | |
| (社)長野県農業担い手育成基金 | | |
| (社)長野県林業公社 | | |
| (財)長野県建設技術センター | | |
| (財)長野県体育協会 | | |
| (財)長野県暴力追放県民センター | | |
| (財)長野県下水道公社 | | |
| (社)長野県私学振興協会(注) | | |

(注) (社)長野県私学振興協会は、(社)長野県私立学校教職員退職金社団と合併し、合併後誕生した(社)長野県私学教育協会が貸付事業を引き継ぐ予定である。当該法人は公益社団法人に移行する予定である。

(2)一般社団法人・一般財団法人における県の公益事業の位置づけ

一般社団法人・一般財団法人へ移行しようとする公益法人は、基本的に、一般社団法人・一般財団法人に移行した後に、移行の際の正味財産額を基礎として算定した額(公益目的財産額)に相当する金額を計画的に公益の目的のために支出するための計画(公益目的支出計画)を作成し、その公益目的支出計画に従って、公益目的財産額に相当する金額を最終的に公益の目的のために支出することが必要となる。公益目的支出計画の事業としては、これまで実施してきた継続事業、公益目的事業、公益のための寄付等がある。

県の外郭団体においては、自主的な公益事業など様々な工夫が求められるところであるが、公益目的支出計画によって実施する事業については、県の施策に貢献するような事業を選択することが望まれる。すなわち、外郭団体の公益事業として県の施策に貢献できる事業を選択し、県民負担を多少でも軽減して、収益事業の利益の一部を充当できないかを検討することが望まれる。

(3)一般社団法人・一般財団法人への出資金

「出資に基づく権利」に関して、「出資とは、・・・株式会社等に対する出資、社団法人に対する出資(略)等も含まれるほか、財団法人に対する出せん等も含む。」(逐条地方自治法 [第5次改訂版])とされており、公益法人への出資金は、県の公有財産に該当する。

公益法人が、一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、県からの出資金は、純資産の一部になるので、返還義務のある基金を除き、公益目的支出計画の対象となり、収支状況により、将来取り崩される可能性がある。県からの出資金を財源とした資産の処分は、法人の判断事項であることから、現行では県への報告のみとされている。

一般社団法人・一般財団法人への移行に伴い、出資の目的が達成された場合には、県あて返還が行われるべきものである。県としては、一般社団法人・一般財団法人への移行に際して、出資金が新しい法人の内部に留保されない場合は、県に返還するように求める必要がある。

一般社団法人・一般財団法人へ移行済み及び移行予定の団体は、下記のようになっており、県の出資金の合計額は651百万円となっている。

一般社団法人・一般財団へ移行済み及び移行予定の団体

| 団 体 名 | 法人 | 出資比率(円) | | |
|-------------------------|----|---------------|-------------|-------|
| | | 基本財産 | 県出資額 | 県出資割合 |
| 41 (一財)長野県建築住宅センター | 一財 | 30,000,000 | 5,000,000 | 16.7% |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | 社団 | 115,568,568 | 50,000,000 | 43.3% |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | 社団 | 115,558,000 | 50,000,000 | 43.3% |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 財団 | 30,200,000 | 10,000,000 | 33.1% |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | 社団 | 124,450,000 | 100,000,000 | 80.4% |
| 27 (社)長野県原種センター | 社団 | 1,005,500,000 | 400,000,000 | 30.7% |
| 30 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 社団 | 35,110,000 | 5,000,000 | 14.2% |
| 34 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 社団 | 6,000,000 | 1,000,000 | 16.7% |
| 35 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 財団 | 40,000,000 | 30,000,000 | 75.0% |
| 合計 | | 1,502,386,568 | 651,000,000 | 43.3% |

【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

県の措置状況の検証を行う。

【参考】過年度包括外部監査一覧表

| 年度 | 監査テーマ | 対象出資等外郭団体 |
|----|----------------------|--------------------------------------|
| 19 | 道路の建設・管理運営 | 長野県道路公社 |
| 20 | 長野県の農業施策について | (財)長野県農業開発公社 |
| 21 | 県の財産管理について | 長野県土地開発公社 長野県住宅供給公社 (社)長野県林業公社 |
| 22 | 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営 | (財)長野県文化振興事業団 |

長野県においては、監査委員事務局が、包括外部監査の措置状況を管理しており、上記の外郭団体に関する指摘・意見に対する措置は全て講じられている。(平成22年度を除く)

(具体的な内容については各団体の報告を参照のこと。)

包括外部監査結果報告(平成19~21年度)に対する措置状況

| 包括外部監査の状況 | | | | | | | 包括外部監査結果報告に対する措置状況 | | | | | | |
|-----------|-------|--------------|------|---------|----|----|--------------------|--|----------|----|----|-------|---|
| 外部監査実施年度 | 外部監査人 | 監査テーマ | 摘要 | 監査結果等件数 | | | 知事からの措置報告(回数) | 公告(県報登載) | 措置を講じた件数 | | | 措置済状況 | |
| | | | | 指摘等 | 意見 | 合計 | | | 指摘等 | 意見 | 合計 | | |
| 平成19年度 | 中地 宏 | 長野県看護大学の経営管理 | 提言あり | 5 | 6 | 11 | 計 | | | 5 | 6 | 11 | 済 |
| | | | | | | | 第2回目 | H21.2.25 | H21.3.12 | | 4 | 4 | |
| | | | | | | | 第1回目 | H20.5.30 | H20.6.5 | 5 | 2 | 7 | |
| | | 長野県短期大学の経営管理 | 提言あり | 4 | 8 | 12 | 第1回目 | H21.2.5 | H21.3.12 | 4 | 8 | 12 | 済 |
| | | 道路の建設・管理運営 | | 0 | 15 | 15 | 第1回目 | H21.2.27 | H21.3.12 | | 15 | 15 | 済 |
| 平成20年度 | 中地 宏 | 県の農業施策について | | 1 | 29 | 30 | 計 | | | 1 | 29 | 30 | 済 |
| | | | | | | | 第2回目 | H22.2.17 | H22.3.4 | | 29 | 29 | |
| | | | | | | | 第1回目 | H21.6.1 | H21.10.8 | 1 | | 1 | |
| 平成21年度 | 中地 宏 | 県の財産管理について | | | 60 | 60 | 第1回目 | 4/15,6/17,11/11,1/27,2/3,7,9,10,14,15,22 | H23.3.17 | | 60 | 60 | 済 |

(出典:長野県監査委員事務局)

資料1 県出資等外郭団体への出資金

(平成22年度末)

| 団 体 名 | 法人 | 出資比率(円) | | |
|--------------------------|----|----------------|---------------|--------|
| | | 基本財産 | 県出資額 | 県出資割合 |
| 01 (財)長野県消防協会 | 財団 | 357,500 | 50,000 | 14.0% |
| 02 長野県土地開発公社 | 特別 | 19,000,000 | 19,000,000 | 100.0% |
| 03 しなの鉄道(株) | 株式 | 2,364,450,000 | 1,781,950,000 | 75.4% |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | 株式 | 495,000,000 | 250,000,000 | 50.5% |
| 05 (財)長野県文化振興事業団 | 財団 | 20,000,000 | 20,000,000 | 100.0% |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | 社団 | 98,258,000 | 50,000,000 | 50.9% |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | 社団 | 106,700,000 | 50,000,000 | 46.9% |
| 08 (社)長野県私学振興協会 | 社団 | 175,265,510 | 50,000,000 | 28.5% |
| 09 (公財)長野県長寿社会開発センター | 財団 | 334,737,896 | 220,000,000 | 65.7% |
| 10 (社福)長野県社会福祉協議会 | 社福 | 31,200,000 | 0 | 0.0% |
| 11 (社福)長野県社会福祉事業団 | 社福 | 15,000,000 | 0 | 0.0% |
| 12 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 財団 | 10,201,000 | 5,000,000 | 49.0% |
| 13 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 財団 | 260,000,000 | 40,000,000 | 15.4% |
| 14 (財)長野県健康づくり事業団 | 財団 | 100,000,000 | 0 | 0.0% |
| 15 (社)長野県地域包括医療協議会 | 社団 | 2,758,390 | 0 | 0.0% |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 財団 | 40,000,000 | 20,000,000 | 50.0% |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | 財団 | 415,167,000 | 305,000,000 | 73.5% |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 財団 | 5,870,002,700 | 2,800,000,000 | 47.7% |
| 19 (財)塩尻・木曽地域地場産業振興センター | 財団 | 30,200,000 | 10,000,000 | 33.1% |
| 20 (財)飯伊地域地場産業振興センター | 財団 | 17,000,000 | 5,000,000 | 29.4% |
| 21 長野県信用保証協会 | 特別 | 36,977,654,028 | 4,504,764,000 | 12.2% |

| | | | | | |
|----|--------------------|----|----------------|----------------|--------|
| 22 | (株)長野協同データセンター | 株式 | 100,000,000 | 30,000,000 | 30.0% |
| 23 | 長野県職業能力開発協会 | 特別 | 0 | 0 | 0.0% |
| 24 | (社)信州・長野県観光協会 | 社団 | 124,450,000 | 100,000,000 | 80.4% |
| 25 | (財)長野県国際交流推進協会 | 財団 | 303,800,000 | 240,000,000 | 79.0% |
| 26 | (財)長野県農業開発公社 | 財団 | 313,000,000 | 313,000,000 | 100.0% |
| 27 | (社)長野県原種センター | 社団 | 1,005,500,000 | 400,000,000 | 39.8% |
| 28 | (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 社団 | 288,500,000 | 96,000,000 | 33.3% |
| 29 | (社)長野県農業担い手育成基金 | 社団 | 2,000,200,000 | 500,000,000 | 25.0% |
| 30 | (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 社団 | 35,110,000 | 5,000,000 | 14.2% |
| 31 | 長野県農業信用基金協会 | 特別 | 7,066,780,000 | 568,660,000 | 8.0% |
| 32 | 長野県農業会議 | 特別 | 0 | 0 | 0.0% |
| 33 | (社)長野県林業公社 | 社団 | 68,000,000 | 68,000,000 | 100.0% |
| 34 | (社)長野県林業コンサルタント協会 | 社団 | 6,000,000 | 1,000,000 | 16.7% |
| 35 | (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 財団 | 40,000,000 | 30,000,000 | 75.0% |
| 36 | (公財)長野県緑の基金 | 財団 | 599,695,965 | 150,000,000 | 25.0% |
| 37 | (財)長野県林業労働財団 | 財団 | 131,940,652 | 8,000,000 | 6.1% |
| 38 | 長野県道路公社 | 特別 | 21,952,700,000 | 21,952,700,000 | 100.0% |
| 39 | (財)長野県建設技術センター | 財団 | 9,000,000 | 4,000,000 | 44.4% |
| 40 | 長野県住宅供給公社 | 特別 | 60,560,000 | 60,560,000 | 100.0% |
| 41 | (一財)長野県建築住宅センター | 財団 | 30,000,000 | 5,000,000 | 16.7% |
| 42 | (財)長野県体育協会 | 財団 | 26,149,797 | 0 | 0.0% |
| 43 | (財)長野県暴力追放県民センター | 財団 | 345,960,000 | 200,000,000 | 57.8% |
| | 合計 | | 80,497,080,919 | 34,867,684,000 | 43.3% |

資料2 県出資等外郭団体への県の財政支出

(単位:千円)

| 団 体 名 | 対 団 体 支 出 (年度当初) | | | | | |
|--------------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
| 01 (財)長野県消防協会 | 0 | 0 | 5,150 | 5,150 | 5,150 | 5,150 |
| 02 (特)長野県土地開発公社 | 4,426 | 4,109 | 3,641 | 2,361 | 1,728 | 605 |
| 03 しなの鉄道(株) | 4,409 | 5,000 | 40,000 | 5,247 | 0 | 0 |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 05 (財)長野県文化振興事業団 | 639,724 | 645,574 | 661,507 | 807,320 | 788,973 | 762,930 |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | 3,800 | 3,912 | 2,806 | 2,806 | 29,167 | 24,575 |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 08 (社)長野県私学振興協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 09 (公財)長野県長寿社会開発センター | 80,227 | 80,482 | 122,239 | 114,124 | 102,537 | 74,557 |
| 10 (社福)長野県社会福祉協議会 | 254,336 | 247,080 | 242,792 | 250,870 | 353,093 | 387,106 |
| 11 (社福)長野県社会福祉事業団 | 1,340,968 | 1,071,134 | 650,895 | 609,653 | 542,523 | 970,392 |
| 12 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 18,810 | 19,703 | 16,741 | 17,019 | 16,645 | 16,901 |
| 13 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 4,721 | 4,749 | 4,748 | 3,645 | 3,650 | 3,655 |
| 14 (財)長野県健康づくり事業団 | 171,877 | 148,378 | 152,884 | 136,295 | 125,646 | 95,233 |
| 15 (社)長野県地域包括医療協議会 | 10,368 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 3,312,649 | 3,371,145 | 3,397,629 | 3,452,932 | 3,551,695 | 3,569,692 |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | 429,673 | 415,978 | 430,523 | 394,720 | 432,878 | 351,763 |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 43,121 | 43,091 | 73,873 | 68,359 | 98,993 | 122,194 |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 (財)飯伊地域地場産業振興センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21 (特)長野県信用保証協会 | 888,153 | 1,228,088 | 1,000,486 | 886,289 | 1,121,341 | 961,350 |
| 22 (株)長野協同データセンター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 (特)長野県職業能力開発協会 | 58,522 | 59,450 | 59,181 | 60,830 | 53,936 | 51,652 |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | 380,110 | 219,395 | 192,058 | 188,720 | 185,989 | 135,037 |
| 25 (財)長野県国際交流推進協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 (財)長野県農業開発公社 | 111,075 | 105,001 | 82,672 | 80,184 | 81,014 | 71,966 |
| 27 (社)長野県原種センター | 9,912 | 9,924 | 9,797 | 10,103 | 9,810 | 10,428 |
| 28 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 12,194 | 11,999 | 11,738 | 11,500 | 10,537 | 6,197 |
| 29 (社)長野県農業担い手育成基金 | 7,174 | 4,854 | 3,874 | 2,640 | 2,640 | 2,300 |
| 30 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 2,485 | 2,485 | 2,485 | 2,485 | 2,485 | 2,485 |
| 31 (特)長野県農業信用基金協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 32 (特)長野県農業会議 | 85,187 | 83,836 | 84,502 | 75,563 | 69,798 | 65,650 |
| 33 (社)長野県林業公社 | 41,796 | 46,482 | 46,621 | 46,944 | 10,231 | 10,539 |
| 34 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 36 (公財)長野県緑の基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37 (財)長野県林業労働財団 | 43,016 | 41,475 | 41,047 | 40,773 | 42,414 | 47,478 |
| 38 (特)長野県道路公社 | 623 | 813 | 928 | 1,018 | 1,117 | 1,174 |
| 39 (財)長野県建設技術センター | 5,000 | 3,500 | 1,090 | 1,480 | 1,732 | 1,732 |
| 40 (特)長野県住宅供給公社 | 881,217 | 1,052,133 | 1,013,805 | 992,448 | 1,251,607 | 1,226,498 |
| 41 (一財)長野県建築住宅センター | 0 | 35,880 | 35,760 | 31,870 | 12,070 | 12,860 |
| 42 (財)長野県体育協会 | 152,995 | 211,032 | 190,681 | 179,281 | 166,948 | 141,173 |
| 43 (財)長野県暴力追放県民センター | 10,814 | 10,336 | 11,344 | 11,343 | 11,329 | 11,437 |
| 廃止等団 | (財)長野県廃棄物処理事業団 | 22,645 | 23,641 | | | |
| | (社)長野県生乳検査協会 | 749 | | | | |
| 合計 | 9,032,776 | 9,212,659 | 8,595,497 | 8,495,972 | 9,089,676 | 9,146,709 |
| 前年度比増減 | | 179,883 | Δ 617,162 | Δ 99,525 | 593,704 | 57,033 |

資料3 県出資等外郭団体への県職員の派遣状況

(単位：人)

| 団 体 名 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | |
|--------------------------|-----------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|
| | 総数 | (うち 県負担 職員) | 総数 | (うち 県負担 職員) | 総数 | (うち 県負担 職員) | 総数 | (うち 県負担 職員) | 総数 | (うち 県負担 職員) |
| 01 (財)長野県消防協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 02 (特)長野県土地開発公社 | 1 | | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 03 しなの鉄道(株) | 2 | | 2 | | 2 | | 1 | | 1 | |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 05 (財)長野県文化振興事業団 | 本部・文化会館 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | (2) |
| | 埋蔵文化財センター | 27 | | 27 | | 27 | | 26 | | 26 |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 08 (社)長野県私学振興協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 09 (公財)長野県長寿社会開発センター | 3 | | 3 | | 3 | | 3 | | 1 | (1) |
| 10 (社福)長野県社会福祉協議会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 11 (社福)長野県社会福祉事業団 | 18 | | 9 | | 4 | | 1 | | 30 | |
| 12 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 13 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 14 (財)長野県健康づくり事業団 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 15 (社)長野県地域包括医療協議会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 28 | | 23 | | 20 | | 14 | | 12 | |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | 3 | | 6 | | 5 | | 6 | | 4 | (4) |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 3 | | 5 | | 4 | | 4 | | 4 | (4) |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 20 (財)飯伊地域地場産業振興センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 21 (特)長野県信用保証協会 | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 22 (株)長野協同データセンター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 23 (特)長野県職業能力開発協会 | 1 | | 1 | | 1 | | 0 | | 0 | |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | 5 | | 5 | | 5 | | 5 | | 5 | (5) |
| 25 (財)長野県国際交流推進協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 26 (財)長野県農業開発公社 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 27 (社)長野県原種センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 28 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 29 (社)長野県農業担い手育成基金 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 30 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 31 (特)長野県農業信用基金協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 32 (特)長野県農業会議 | 2 | | 2 | | 1 | | 1 | (1) | 1 | (1) |
| 33 (社)長野県林業公社 | 4 | | 4 | | 4 | | 5 | (5) | 5 | (5) |
| 34 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 35 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 36 (公財)長野県緑の基金 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 37 (財)長野県林業労働財団 | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | (1) |
| 38 (特)長野県道路公社 | 5 | | 5 | | 5 | | 4 | | 4 | |
| 39 (財)長野県建設技術センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 40 (特)長野県住宅供給公社 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 41 (一財)長野県建築住宅センター | 2 | | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 42 (財)長野県体育協会 | 3 | | 3 | | 4 | | 5 | | 4 | (4) |
| 43 (財)長野県暴力追放県民センター | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 計 | 113 | (0) | 102 | (0) | 89 | (0) | 79 | (6) | 101 | (27) |

資料4 県出資等外郭団体における県OB職員の人数

(単位:人)

| 団体名 | H19 | | | H20 | | | H21 | | | H22 | | | H23 | | |
|--------------------------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| | 役員 | | 正規職員 | 役員 | | 正規職員 | 役員 | | 正規職員 | 役員 | | 正規職員 | 役員 | | 正規職員 |
| | 常勤 | 非常勤 | | 常勤 | 非常勤 | | 常勤 | 非常勤 | | 常勤 | 非常勤 | | 常勤 | 非常勤 | |
| 01 (財)長野県消防協会 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 02 (特)長野県土地開発公社 | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | |
| 03 しなの鉄道(株) | | | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 04 松本空港ターミナルビル(株) | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| 05 (財)長野県文化振興事業団 | | | 8 | | | 10 | | | 14 | 1 | | 13 | 1 | | 12 |
| 06 (社)長野県私立幼稚園協会 | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 |
| 07 (社)長野県私立短期大学協会 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 08 (社)長野県私学振興協会 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 09 (公財)長野県長寿社会開発センター | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 10 (社福)長野県社会福祉協議会 | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 11 (社福)長野県社会福祉事業団 | | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 3 | | | 3 | |
| 12 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 13 (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | | 1 | | |
| 14 (財)長野県健康づくり事業団 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 2 |
| 15 (社)長野県地域包括医療協議会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 1 | | | 1 | | | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | | 1 | | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 1 | 1 | 11 | 1 | 1 | 10 | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 | 8 | 1 | 1 | 6 |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 (財)飯伊地域地場産業振興センター | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | |
| 21 (特)長野県信用保証協会 | | | | 2 | | | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 22 (株)長野協同データセンター | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 (特)長野県職業能力開発協会 | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | |
| 24 (社)信州・長野県観光協会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 (財)長野県国際交流推進協会 | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | |
| 26 (財)長野県農業開発公社 | 2 | | 12 | 2 | | 12 | 2 | | 15 | 2 | | 13 | 1 | | 14 |
| 27 (社)長野県原種センター | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 2 | 1 | | 3 |
| 28 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 (社)長野県農業担い手育成基金 | | 1 | 2 | | 1 | 2 | | 2 | 2 | | 3 | 2 | | 2 | 2 |
| 30 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 (特)長野県農業信用基金協会 | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | 1 | | |
| 32 (特)長野県農業会議 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 33 (社)長野県林業公社 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 34 (社)長野県林業コンサルタント協会 | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | 1 | | 1 | 2 | |
| 35 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 1 | | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 |
| 36 (公財)長野県緑の基金 | | | | | | 1 | | | 1 | | | 2 | | | 2 |
| 37 (財)長野県林業労働財団 | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | 1 |
| 38 (特)長野県道路公社 | 2 | | | 2 | | | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 39 (財)長野県建設技術センター | 2 | 1 | | 2 | 1 | | | 2 | | | 2 | | | 2 | |
| 40 (特)長野県住宅供給公社 | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | |
| 41 (一財)長野県建築住宅センター | 1 | | 20 | 5 | | 16 | 5 | | 18 | 4 | | 21 | 2 | 4 | 19 |
| 42 (財)長野県体育協会 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 2 |
| 43 (財)長野県暴力追放県民センター | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 計 | 20 | 9 | 66 | 30 | 8 | 62 | 35 | 10 | 74 | 35 | 12 | 74 | 34 | 15 | 75 |

包括外部監査の結果及び意見 - 個別団体各論 -

第1章 しなの鉄道株式会社（県団体番号3）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

平成2年12月24日政府・与党申合せにより、北陸新幹線建設に当たって、並行在来線は新幹線開業時に東日本旅客鉄道(株)(以下「JR 東日本」という。)から経営分離されることとなった。

北陸新幹線の並行在来線区間は、明治21年に開通して以来、長野県の東北信地域と首都圏及び新潟県並びに北陸地区とを結ぶ幹線鉄道として、また、沿線地域住民の生活路線として地域の発展に大きく寄与しており、沿線地域にとって必要不可欠な交通手段として将来にわたり維持発展を図る必要があった。このため、平成3年6月に長野県、沿線市町、経済団体等の出資による第三セクターにより同区間の鉄道事業を営営することとして地域の合意がなされ、平成8年5月1日には、第三セクター「しなの鉄道株式会社」が設立され、北陸新幹線の開業と同時に旅客鉄道事業を開始することになり、平成9年10月1日に開業している。

沿革

| | |
|----------|-------------------------------|
| 02.12.24 | 「整備新幹線の着工等についての政府・与党申し合わせ」 |
| 03.07.29 | 並行在来線の取扱いについて県とJR 東日本が合意 |
| 08.05.01 | 「しなの鉄道株式会社」発足 |
| 09.06.19 | 第一種鉄道事業 ^(注) 免許取得 |
| 09.07.30 | 運賃認可 |
| 09.10.01 | 開業 |
| 11.04.01 | テクノさかき駅開業 |
| 13.03.22 | 屋代高校前駅開業 |
| 〃 | 運賃改定 |
| 14.03.25 | 本社を上田市へ移転 |
| 14.03.29 | 信濃国分寺駅開業 |
| 14.11.01 | 定期券割引率改定 |
| 16.01.05 | 軽井沢・小諸間において一部ワンマン運転開始(以降順次拡大) |
| 19.06.01 | 運賃改定 |
| 21.03.14 | 千曲駅開業 |

(当会社資料より)

(注) 鉄道事業法で規定する事業形態の一つ。鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業者で、第二種以外のもの

| | | | |
|---------------|------------------------|------------------|------------------|
| 団体名 | しなの鉄道株式会社 | | |
| 所在地 | 長野県上田市常田 1-3-39 | | |
| 代表者 | 代表取締役社長 浅海 猛 | | |
| 設立根拠 | 会社法 | | |
| 設立年 | 平成 8 年 | 県所管部署 | 企画部交通政策課並行在来線対策室 |
| 基本財産 (百万円) | 2,364 | うち県出資額 (百万円) | 1,782(75.36%) |
| 主な出資者 | 沿線市町 金融機関 交通事業者等 | うち市町出資額 (百万円) | 352 (14.91%) |

(2)事業概要

事業概要

当社の事業概要は次のとおりである。

| | |
|---------|--|
| 設立目的 | 旅客鉄道事業、旅行業、倉庫業、駐車場業、広告業 等 |
| 事業内容 | 旅客鉄道事業、旅行業、駐車場業、広告業 |
| 鉄道事業の概要 | 営業範囲：旅客輸送 営業区間：軽井沢 ・ 篠ノ井間（長野まで乗り入れ） 営業キロ：65.1km 駅数：19 駅（直営駅 9、委託駅 7、無人駅 2、共同使用駅 1） 車両数：45 両（115 系電車 33 両、169 系電車 12 両） |



169 系（当会社ホームページより）

当会社の運行形態

当会社の運転系統は、軽井沢・篠ノ井・信越本線長野間の列車のほか、軽井沢・小諸間と小諸・篠ノ井・信越本線長野間などの列車がある。当会社の営業区間は軽井沢・篠ノ井間であるが、篠ノ井駅で折り返す列車はなく、同駅に発着する列車は全て信越本線長野駅まで直通している。

平成16年1月より軽井沢・小諸間の一部列車でワンマン運転が開始され、平成19年3月18日のダイヤ改正で、ワンマン運転区間が戸倉まで拡大されている。



(当会社ホームページより)

(3) 県・市町と当会社の関係

当会社設立前の状況

平成2年12月14日、長野県は当時の運輸省大臣官房に「整備新幹線に係る並行在来線の取り扱いについて」を提出している。

同文書では、平成3年度予算案に軽井沢・長野間のフル規格新幹線の建設予算が計上される場合は、次のとおり了解することを確認している。

並行在来線である信越本線 軽井沢・長野間は、将来にわたり地域住民の重要な生活路線であるので、開業時のJR東日本からの経営分離を受け入れ、地域の力で第三セクター等により存続を図る。経営分離区間については、今後、JR東日本と調整を図る。

第三セクター鉄道等は、県及び関係市町村が責任を持って設立・運営す

る。

第三セクター鉄道等の運営に当たっては、合理化等により経営の安定に努めるが、欠損が生じた場合などの経営リスクは県が主体となり関係市町村の協力を得て対処する。なお、収支の想定に当たっては、現状資産が無償譲渡又は貸与されること、国及びJRに補填を求めないこと等を前提にしている。

「整備新幹線に係る並行在来線の取り扱いについて」が提出された平成2年12月24日に、整備新幹線着工等についての政府・与党申合せがなされている。この申合せでは、平成3年度に北陸新幹線 軽井沢・長野間をフル規格で着工することと、並行在来線は開業時にJRの経営から分離することを認可前に確認するとされた。

平成3年2月1日に開催された並行在来線沿線市町長会議では、北陸新幹線の建設に伴う並行在来線(信越本線)の取扱いに関する県の考え方が示されている。県は、並行在来線の経営主体は県、市町村、経済団体等の出資による第三セクターとするとしている。また、経営方針として、第三セクターの経営に当たっては、沿線住民の利便の向上を図ることを基本として、利用者の確保対策、合理化等により経営の安定に努め、欠損が生じた場合には県が中心となって必要な措置を講ずることと、営業用資産は、JR 東日本からの無償譲渡又は無償貸付を前提とするとしている。

県は、JR 東日本に営業用資産の無償譲渡を要望していたが、JR 東日本は、無償譲渡とすると特別損失を計上することになり、その分の利益を放棄したことになる。そうすると経営陣に対する株主代表訴訟の問題があるなどとして、無償譲渡には応じられないという姿勢を示している。

平成7年6月に、県が譲渡金額を第三セクターに無利子融資する方針が示され、有償譲渡とする方針が固まり、この方針を受けて、長野県とJR 東日本は、平成7年12月28日に覚書を締結している。この覚書でJR 東日本は、鉄道事業用資産及び車両、保守用車両等を第三セクターに譲渡し、譲渡価格は帳簿価格を基本として決定するとされた。結果的には、県が要望していた無償譲渡は実現せず、帳簿価格での譲渡となっている。

平成8年5月1日に当会社が設立され、平成9年8月11日に当会社とJR 東日本の間で鉄道事業用資産等の譲渡契約が締結されている。同契約では、平成9年10月1日をもって鉄道事業用資産等を譲渡するとされた。譲渡代金の支払いは、県が当会社に貸付を行い、当会社がその資金をJR 東日本への支払に充当する方法で行われている。

この方法により、鉄道事業用資産等は当会社に帰属することとなったが、同時に、当会社には県に対する借入金が103億円生じることとなった。県に対する借入金は、10年の据え置き期間が設けられており、その期間が過ぎた後、開業後30年ま

での間に返済するとされている。

設立後の県の対応

当社は資本金 23 億円でスタートしたが、開業当初から経営は苦しく、平成 13 年 9 月の中間決算では累積赤字が 24 億円以上になり、資本金額を上回る債務超過状態に陥った。その後、経営改革を進めて減価償却費を考慮する前の利益では黒字を計上するに至ったが、抜本的な改善とはならず、平成 16 年度に県による大規模な支援が行われている。その中身は、債権の株式化、減損会計による資産評価の見直しと減資の 3 本である。

県は、当社の経営改革案を策定するため、平成 13 年 2 月に「しなの鉄道経営改革検討委員会」を設置している。当委員会では、当社に対する支援策について、補助金化、資本金化、債権放棄、上下分離などの方法について議論を重ねている。県が半永久的に補助金を支出し続ける方法や、県が下部資産を買い取って県営鉄道化する方法も検討されたが、それらは当社の自律的な経営とは言い難いとして、最終的には、103 億円の債権を実質的に放棄することにより支援すべきである、との提言を行っている。

「しなの鉄道経営改革検討委員会」の提言を受け、県による支援策として、債権の株式化が行われている。その方法は、当社が 103 億円の増資を行い、その全額を県が引き受けて当社に資金拠出し、当社はその資金を県からの借入金の支払に充当するというものである。県にとっては、当社への貸付金が同社への出資に変わることになり、当社からみれば、県からの借入金が資本金に変わったことになる。借入金は返済義務があるが、資本金は基本的には返還義務がない。県は 100 億円超の債権を実質的に放棄したことになり、当社にとっては将来の資金負担が減ったことになる。

平成 16 年度には減損会計の適用による資産評価の見直しも行われている。減損会計の適用によって、当社の鉄道資産額(帳簿価額)は約 135 億円から約 50 億円に圧縮されている。帳簿価格の見直しにより、毎年度計上される減価償却費が約 5 億円/年から約 2 億円/年に圧縮され、黒字化のハードルが低くなっている。ただし、約 80 億円の減損損失が計上され、累積赤字(繰越損失)が大幅に増加することとなった。

この累積赤字を解消するため、当社は、資本金と累積赤字の相殺処理(減資)を行っている。県の債権(貸付金)の株式化により資本金は 126 億円に達していたが、103 億円の減資を行って累積赤字の解消を図っている。この減資により、資本金は 126 億円から 23 億円に減少したが、累積赤字も 113 億円から 10 億円まで減少している。

長野・篠ノ井間の取扱い

当会社の営業区間は、開業時から軽井沢・篠ノ井間である。長野・篠ノ井間の利用者が相当数見込まれていたが、同区間はJR東日本がそのまま運営することになり、現在に至っている。

当会社の経営区間について、県は、当初から新幹線の開業区間である軽井沢・長野間を主張している。これに対して、JR東日本は、篠ノ井・長野間は「特急しなの」などJR東海、西日本、貨物の車両が乗り入れており、各社との調整、運行計画・輸送計画の作成等について、設立間もない第三セクター鉄道では経験や人材の面から問題があると主張している。

結果的には、県は、安全性への配慮などの観点から篠ノ井・長野間の経営を断念している。平成3年7月29日付で県とJR東日本で交わされた「合意書」において、第三セクターは軽井沢・篠ノ井間の経営を行うこと、第三セクターの列車は、直通してJR東日本所有の篠ノ井・長野間に乗り入れることができることとするが、同区間の列車の運行管理等輸送に係る業務については、JR東日本が一元的に行うこととされている。

当会社は軽井沢・篠ノ井間を営業区間としてスタートしている。しかしながら、その後、前述した「しなの鉄道経営改革検討委員会」が、篠ノ井・長野間に、当社が第二種鉄道事業者(※)として乗り入れできるようJR東日本と交渉すべきと提言している。また、県民や県議会からも経営区間の見直しを求める声が高まり、県は、篠ノ井・長野間の取扱いについて、改めて検討することとなった。

篠ノ井・長野間の取扱いについて、JR東日本と交渉する前提として、同区間の採算性を検証するとして、JR東日本と共同で旅客流動調査を実施している。その結果、当社がJR東日本に乗り入れる現行方式が妥当として、JRとの譲渡協議を断念するに至っている。その経緯について、平成21年6月4日の信濃毎日新聞は次のように説明している。

しなの鉄道長野―篠ノ井乗り入れ 県「現行方式が適当」方針を転換
(2009年6月4日 信濃毎日新聞)

県は4日、1997年10月の長野新幹線開業時に経営分離されなかったJR信越線長野―篠ノ井間について、しなの鉄道が乗り入れる現行方式を今後も続けることが適当とし、JR東日本に経営権見直しを求めていた従来方針を転換することを明らかにした。同区間の経営権を得た場合、名古屋や大阪方面を結ぶJR列車などとの運行調整を同鉄道が担うのは困難―といったことを理由に挙げている。

長野市など沿線4市町とつくる長野以北並行在来線対策協議会(会長・村井仁知事)が同日開いた幹事会で説明。同区間の営業損益の推計も示し、約10億円の赤字になるとの試算が出たことも方針転換の一因とした。

営業損益の試算では、JRがデータを明らかにしていない人件費や駅管理費といったコストを、しなの鉄道の実績を基に推計した。2002年の県とJRの共同調査によると、同区間の運賃収入は年14億円余で「ドル箱」とみられていたが、コストも予想以上に掛かることが判明。

事故、災害時にJR東海やJR西日本管内の名古屋、大阪方面と長野駅とを結ぶ特急「しなの」などJR列車の運行調整を同鉄道が担えるかどうかについても「技術や経費の面から困難」と判断した。

県は、14年度内の北陸新幹線長野—金沢間開業に伴い経営分離される予定の信越線「長野以北」について、本年度から第三者を交えた検討委員会で経営の在り方を論議する。今回の方針転換は、鉄道資産の譲渡問題も含めた論議にも影響しそうだ。

(注) 第二種鉄道事業者

自らが敷設した以外(第一種や第三種鉄道事業者が保有)の鉄道線路を使用(借用)して、旅客又は貨物の運送を行う事業者のこと。

(4) 並行在来線

並行在来線のJRからの経営分離という考え方は、前述した平成2年12月24日の「整備新幹線着工等についての政府・与党申合せ」(以下「政府・与党申合せ」という。)に基づくものである。この政府・与党申合せは、「建設着工する区間の並行在来線は、開業時にJRの経営から分離することを認可前に確認すること」としている。これは、並行在来線の存続は地元任せられ、地元の引受体制が整った段階で新幹線の建設に着工するというものである。

政府・与党申合せによる「並行在来線は経営分離」との方針に基づき、最初に発足したのが、平成9年10月1日に開業した当会社である。その後、平成14年12月1日には東北新幹線が盛岡・八戸まで延伸され、並行在来線のうち岩手県側の盛岡・目黒間はIGRいわて銀河鉄道が、青森県側の目黒・八戸間は青い森鉄道が運行を引き継いでいる。平成16年3月13日には九州新幹線の新八代・鹿児島中央間が開業し、肥薩おれんじ鉄道が鹿児島本線の八代・川内間の運行を引き継いでいる。また、平成22年12月4日には、東北新幹線が新青森まで延伸され、並行在来線の八戸・青森間の運行は青い森鉄道に移管されている。

現状において、JRから分離された並行在来線の運営主体は、当会社、IGRいわて銀河鉄道、青い森鉄道、肥薩おれんじ鉄道の4社である。いずれも地元自治体が出資をする第三セクターであるが、並行在来線の運営主体は今後も増加する見込みである。平成26年度には北陸新幹線の金沢までの延伸が予定されており、JR東日本信越本線の長野・直江津間及びJR西日本北陸本線の金沢・直江津間が経営分離される予定となっている。また、現在は北海道新幹線新青森・新函館間の建設が進んでおり、北海道によると、新函館まで開業した際には、江差線(木古内・五稜郭間)が並行在来線となり、JR北海道から経営分離されるとしている。

(5) 長野以北の並行在来線の取扱い

平成26年度には北陸新幹線の金沢までの延伸が予定されており、JR東日本信越本線の長野・直江津間及びJR西日本北陸本線の金沢・直江津間が経営分離される予定となっている。

長野以北並行在来線のあり方を検討するため、長野県と沿線関係市町(長野市、

飯山市、信濃町、飯綱町)は、平成 18 年 5 月に長野以北並行在来線対策協議会(以下「協議会」という。)を設立している。

また、協議会は、長野以北並行在来線のあり方を検討するため、平成 21 年 12 月に長野以北並行在来線基本スキーム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設立している。検討委員会は、学識経験者、経済団体、地域代表者などから構成され、長野以北並行在来線の経営計画に関する基本的な事項、長野以北並行在来線の利用促進策に関する事項及びその他目的達成に必要な事項などを協議検討することを目的としている。

平成 23 年 2 月 17 日、検討委員会は、長野以北並行在来線基本スキーム案(以下「スキーム案」という。)を作成している。スキーム案では、長野駅 - 妙高高原駅(長野・新潟県境から 0.4km 新潟県寄り)間を当社が現行区間と一体で運営することで新潟県と協議する方針が示されている。スキーム案は、パブリックコメントを受け、平成 23 年 3 月 29 日に協議会より、「長野以北並行在来線基本スキーム」として公表されている。

協議会には幹事会が置かれている。幹事長は長野県並行在来線対策室長で、幹事は長野市、飯山市、信濃町、飯綱町担当課長である。幹事会は、協議会に付議すべき事項等の重要業務について、企画、立案及び調整を行っており、平成 23 年度は、経営基本計画の策定に向けた検討などを行っている。

平成 24 年 1 月 12 日に開催された第 3 回幹事会では、長野以北並行在来線対策協議会スケジュール(案)が示されている。同案によると、協議会は平成 24 年 3 月の総会で経営基本計画を決定し、同月に当社に対して、長野以北並行在来線の引受けを要請するとしている。

新潟県の対応

北陸新幹線が金沢まで延伸された際には、JR 東日本信越本線の長野・直江津間及び JR 西日本北陸本線の金沢・直江津間が経営分離される予定となっている。このうち、信越本線は、現状においては、長野県内区間(長野・妙高高原間)は当社が運営し、新潟県内区間(妙高高原・直江津間)は、新潟県並行在来線(株)が運営する方向性が示されている。新潟県並行在来線(株)は、新潟県、上越市、糸魚川市、妙高市が株主となって平成 22 年 11 月 22 日に設立されている。

(6) 役職員の状況

(単位：人)

| | | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 役員数 | 常勤 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| | うち県職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち県 OB | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 非常勤 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | うち県職員 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | うち県 OB | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員数 | 常勤 | 224 | 223 | 228 | 229 |
| | うち県職員 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | うち県 OB | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 非常勤 | 3 | 5 | 4 | 4 |
| 県職員計 | | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 県 OB 計 | | 1 | 1 | 2 | 2 |

(7) 財務の状況

(単位：千円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 営業収益 | 2,919,258 | 2,834,571 | 2,713,929 |
| 営業費 | 2,648,240 | 2,574,396 | 2,594,166 |
| 営業利益 | 271,018 | 260,174 | 119,762 |
| 経常利益 | 194,479 | 188,280 | 87,096 |
| 当期利益 | 217,167 | 188,425 | 204,122 |
| 現預金 | 254,312 | 314,437 | 327,956 |
| 資本金 | 2,364,450 | 2,364,450 | 2,364,450 |
| 借入金 | 3,315,104 | 2,991,044 | 2,596,784 |
| 純資産 | 1,986,823 | 2,175,248 | 2,379,371 |

(8) 県費受入状況

(単位：千円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 事業費 | 10,000 | 34,629 | 0 |
| 運営費 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金 | 0 | 0 | 0 |
| 負担金 | 0 | 0 | 0 |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 |
| 貸付金 | 0 | 0 | 0 |
| 出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 損失補償年度末残高 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費関係費用 | 0 | 0 | 0 |

2. 改革基本方針について

(1) 改革基本方針の内容

事業推進に対して積極的に支援

(2) 全国の並行在来線の基本方針等

現時点における並行在来線の運営主体は、当会社、IGR いわて銀河鉄道、青い森鉄道、肥薩おれんじ鉄道の4社である。

4社の設立に当たって、それぞれの地元自治体が策定している基本方針等と、4社の現況は次のとおりである。

並行在来線に対する基本方針等

| 項目 | 長野県 (しなの鉄道) | 岩手県 (IGRいわて銀河鉄道) | 青森県 (青い森鉄道) | 熊本県・鹿児島県 (肥薩おれんじ鉄道) |
|-----------|--|---|---|--|
| 計画 | 「第三セクター鉄道経営計画策定のための基本的な考え方について」 (H5.5.26) | 「並行在来線に関する基本方針」 (H11.10.28) | 「並行在来線に関する基本方針」 (H11.11.15) | 「並行在来線経営基本計画」 (H14.2.25) |
| 基本方針・基本理念 | 地域住民の利便の向上、安全性の確保、安定した経営を基本とする。 | (1) 経営分離後の輸送形態は鉄道とする。 (2) 地域の旅客輸送を将来にわたり確保することを基本に、利用者の利便性の向上、安全性の確保及び健全な経営に努める。 (3) 住民に身近で、環境にやさしい公共交通機関として、地域振興と住民福祉の向上に寄与するとともに、地球環境の保全に貢献する事を目指す。 | (1) 地域住民の重要な足として旅客輸送の確保を基本に、健全経営のもとで安全性の確保、利用者の利便性の向上を目指す。 (2) 新幹線及び他の線区と連絡する一体的な地域交通ネットワークとしての活用を目指す。 (3) 地域住民に身近で環境に優しい公共交通機関として、沿線地域の振興、住民福祉の向上及び地球環境への保全への貢献を目指す。 | (1) 安全性の確保と健全経営ア 鉄道事業の基本である安全性の確保に努めます。 イ 業務の効率化や組織のスリム化等を図り、健全な経営を目指す。 (2) 地域住民に身近な生活路線としての旅客輸送の確保ア 地域住民の生活の維持・向上のための重要な交通機関として、利用者のニーズに応じたダイヤの設定などの利便性の向上を図る。 イ 高齢者や障害者の方々の利用にも配慮し、誰もが、使いやすい鉄道づくりに努める。 (3) 地域振興への寄与ア 新幹線や他の公共交通機関と連携した交通ネットワークづくりに努める。 イ 駅を中心とした地域づくりに努めるとともに、地域の特色ある資源を活かした経営に努める。 |
| 経営主体 | 第三セクター (県、関係市町村、経済団体等の出資による株式会社) | 第三セクター (岩手県及び沿線市町村等が出資) | 公設民営方式 ○ 列車運行は第三セクター(青森県及び沿線市町村等)の出資による株式会社 ○ 鉄道資産の取得及び保 | 第三セクター (鹿児島・熊本両県及び沿線市町村等の出資による株式会社) |

| 項目 | 長野県 (しなの鉄道) | 岩手県 (IGRいわて銀河鉄道) | 青森県 (青い森鉄道) | 熊本県・鹿児島県 (肥薩おれんじ鉄道) |
|------|---|---|--|--|
| | | | 有は青森県 | |
| 施設 | JR東日本から譲渡される施設を極力活用し、必要な整備を行なう。 検査及び修繕作業については、可能なものは委託する。 使用車両は電車とし、自社保有を基本とする。車両の導入に当たっては、JR東日本に車両の譲渡を要請することとし、不足分については新規導入する。 | 駅、線路・電路及び車両基地等の施設や車両等の設備は、必要最小限の範囲で保有することとし、JR東日本から譲渡される資産を最大限有効に活用する。 施設設備の検査、修繕等の作業については、可能なものは委託する当経費の節減に努める。 | 駅、線路・電路及び車両基地等の施設や車両等の設備は、必要最小限の範囲で保有し、最大限有効に活用する。 青森県が保有する鉄道資産の保守については、旅客輸送に伴う維持修繕を第三セクターが行い、老朽化等による施設更新を青森県が行う。 | 駅舎等の施設は、JR九州から譲渡される施設に必要な最小限の改良を加えて利用する。施設・設備の改良にあたっては、利用者に優しく、使いやすいものになるように配慮する。 車両は、運営経費節減のため軽快気動車(ディーゼル車)を導入する。 |
| 運賃 | 開業時におけるJR東日本の運賃水準を基本として検討する。 | 鉄道輸送サービスの向上に努め、それに見合った運賃水準とすることを基本に、経営の健全性を考慮しつつ、可能な限り低廉な水準とするよう努める。 | 経営の健全性の確保を基本に、旅客輸送サービス水準に見合った適正な運賃を改定する。 | 運賃収入は、旅客輸送サービスに見合った適正な運賃水準を定めるとともに、様々な利用促進策を講じることにより増収を図る。 運賃水準は、経済情勢や経営状況を的確に把握し、必要な見直しを行っていく。 |
| 初期投資 | 資本金の額及び出資比率、その他借入金等については、初期投資額、開業に要する経費等を積算のうえ検討する。 | 事業の開始及び運営に必要な資金には、出資金、借入金その他をあて、経営の健全性確保の観点から、できる限り有利な資金を導入する。 具体的な内容は、運営経費、運賃収入等に関する検討を踏まえ決定する。 | 経営の健全性を確保するため、第三セクターの初期投資に必要な資金は、出資金をもって充てる。 | 鉄道事業の開始に必要な準備や初期投資に要する資金は、県、沿線市町、民間からの出資金及び県、沿線市町からの補助金を充てる。 |
| その他 | 組織及び職員の配置は、他の民間鉄道や第三セクター鉄道の状況を考慮して検討する。 職員の確保は、計画的な職員の採用、養成に努めるとともに、出資者及びJR東日本からの職員の出向を要請する。 | | | 要員は、高い専門性が求められるため、原則としてJR九州からの出向者等で組織する。 県境を越えて一つの会社で経営するメリット ・ 車両基地などの共同設置により、初期投資が少なくて済む。 ・ 要員の重複が生じないなど、運営経費が少なくて済む。 |

(第3回長野以北並行在来線基本スキーム検討委員会資料等により監査人が作成)

3. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

当社が旅客の安全輸送のための設備投資を実施するに当たり、金融機関に対する金利負担を軽減させるため、平成13年度から県が損失補償を行っている。

また、安全輸送の確保のための設備整備事業に対して、国の補助制度を活用し必要な助成を行っている。

監査人の評価（意見）

当社が平成23年3月に公表した、中期経営計画(第二次五カ年計画 平成21年度～25年度)改定版では、平成23年度から25年度までの損益を次のように見込んでいる。

| (平成20年度から22年度は実績値を記載) | | | | (単位：百万円) | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 項目 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 |
| 営業収益 | 2,919 | 2,834 | 2,713 | 2,666 | 2,642 | 2,670 |
| うち旅客収入 | 2,414 | 2,325 | 2,245 | 2,198 | 2,169 | 2,232 |
| 営業費 | 2,648 | 2,574 | 2,594 | 2,640 | 2,630 | 2,652 |
| 営業損益 | 271 | 260 | 119 | 26 | 12 | 18 |
| 経常損益 | 194 | 188 | 87 | 4 | 3 | 13 |
| 当期損益 | 217 | 188 | 204 | 165 | 4 | 4 |
| 累積損益 | 377 | 189 | 14 | 179 | 175 | 179 |
| 資金過不足 | 396 | 286 | 272 | 325 | 351 | 398 |

中期経営計画に掲げられている経営目標のうち、財務的な目標は次の3項目である。

「輸送人員の減少に歯止めをかけます。 年間輸送人員：1千万人以上」

- ・平成22年度の輸送人員は997万人で、開業後、初めて1,000万人を下回っている。
- ・輸送人員は毎年度減少しており、平成21年度と平成22年度は減少幅が拡大している。

| 項目 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 輸送人員(人) | 10,758,539 | 10,678,509 | 10,551,525 | 10,442,778 | 10,216,310 | 9,979,065 |
| 前年度からの減少人数 | 98,461 | 80,030 | 126,984 | 108,747 | 226,468 | 237,245 |

輸送人員の確保に関して当社は、沿線自治体、商工、観光団体等との連携も

図りながら輸送人員の確保に努めるとしている。しかしながら、輸送人員の減少は当会社だけではなく、全国の地方鉄道の課題となっている。その背景には少子高齢化の進展、沿線住民の自動車保有率の増加等、外部環境の変化も大きな要因となっており、目標の達成には厳しいものがある。

「経費抑制を図り黒字の維持に努めます。 経常損益：黒字」

・平成 22 年度まで経常損益は黒字となっており、経営目標を達成している。

平成 22 年度は 87 百万円の経常黒字を計上しており、経営目標は達成している。ただし、平成 22 年度の経常利益は前年度よりも 101 百万円減少しており、必要に応じて適正な運賃水準・体系について検討・見直しを行うとしている。

「累積損失を早期に解消し、留保資金の確保に努めます。 累積損失：ゼロ」

・平成 22 年度に 204 百万円の当期利益を計上し、累積損失は解消され、経営目標を達成している。

平成 22 年度に累積損失を解消できたのは、固定資産売却益など特別利益を 150 百万円計上したことが大きな要因である。

中期経営計画では、平成 23 年度まで特別利益の計上を見込んでいたが、平成 24 年度以降は見込んでいない。固定資産売却益を計上できる固定資産も減りつつあり、これまでのように特別利益を計上し続けることは難しい。そのような状況で平成 24 年度以降も、現状の財務体質を維持できるかは大きな課題である

今後の課題（意見）

平成 26 年度末までに北陸新幹線長野・金沢間の開業が予定されており、それに伴い、並行在来線である長野以北の信越本線（長野・直江津間）は、JR 東日本から経営分離される見込みである。

協議会では、「しなの鉄道が、長野以北並行在来線を軽井沢・篠ノ井間と一体で運営することで検討を進めます。」との方向性と、「長野県内区間（長野・妙高高原間）を経営区間とすることで新潟県・経営会社と協議します。」との方向性も示している。

さらに、平成 24 年 2 月 22 日開催の協議会幹事会で取りまとめられた「長野以北並行在来線経営基本計画」（案）では、「しなの鉄道を長野以北並行在来線の経営主体とします。」「経営区間を長野・妙高高原間とします。」としている。

長野以北（のうち長野県内区間）は、当社が運営することが最も現実的な対応であるが、そうなると、現行路線よりも輸送密度の低い路線を運営することになり、経営状況はより厳しさを増すと考えられる。このことについて、協議会も、「しなの鉄道

では、今後、軽井沢・篠ノ井間について厳しい経営が見込まれており、長野以北並行在来線の経営を引き受けることにより一層厳しい経営にならないよう、また、現行の沿線市町の負担増につながることはないよう、長野以北地域全体で利用促進に取り組むとともに、初期投資に対する補助など、しなの鉄道の経営が圧迫されない仕組みづくりを検討します。」としている。

当会社の経営は、比較的輸送密度が高いといわれている軽井沢・篠ノ井間の運営でも、輸送人員の減少など厳しい状況に置かれている。さらに採算性が厳しいと予測される長野以北の並行在来線の運営基盤を確立するための支援を行うとしており、国から新たに示された貨物輸送機能を確保するための支援策を踏まえると経営が成り立つことが見込まれるが、実際に運営を続けていけば、県も、当初予定しなかった負担をせざるを得なくなることもあり得る。

また、将来生じうる経営上の問題や資金面での課題等について、関係市町村を交え、十分な議論を行い、コンセンサスを得ておくことが重要である。

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況(意見)

少子高齢化の進展や、沿線住民の自動車保有率が増加している現状において、当会社のような地方鉄道が、鉄道事業だけで自主独立して事業を継続していくことは大変困難である。自主独立した事業運営は理想ではあるが、鉄道の存続を前提とするならば、県をはじめとする関係自治体等による、ある程度の公的支援はやむをえないと考える。そのため、事業推進に対して積極的に支援するという現在の県の基本方針は適切と考えるが、そこでのポイントは、県として何を積極的に支援していくのか、ということを示すことである。

長野以北の並行在来線については、当会社が運営する可能性が高く、そうなること、会社の規模や財政状況や運営形態も現在とは変わってしまう可能性が高い。本来であれば、長野以北の並行在来線を引き受けた後の姿を想定して、現在の改革を進めていくことが望ましい。

引受け後の姿を現時点では想定できないのであれば、中短期的な課題への対応方針を明確にしていくことが重要である。当会社の中短期的な課題は、将来の資金需要への対応と考える。

中期経営計画に掲げられている経常損益の黒字や累積損失の解消も重要ではあるが、民間事業者の中には、黒字を計上していても資金面で苦境に陥り、経営に行き詰ってしまうという事例もみられる。鉄道事業者としての性格上、当会社は車両を始めとして多くの鉄道事業用資産を保有している。今後、これら設備の更新が大きな経営課題となると予測されるが、重要なのは、設備更新のための資金をどのように調達するかということである。

また、平成 22 年度末時点で、借入金が長期短期合わせて約 25 億円あり、その返済資金も確保していかなければならない。

現在の改革基本方針では、将来起こりうる資金需要について、当会社はどのように対応していくべきなのか、そして県はどのような支援を行う可能性があるのかなどについては、具体的に言及されていない。

資金面の問題は近い将来起こり得る課題であるので、改革基本方針において、問題の所在と、その問題解決のために取り得る対策を明確化しておくことが望ましい。

(3)【監査の視点3】外郭団体の経営状況

将来経営見通しについて

ア．収支状況（平成 25 年度まで）

当会社は、平成 17 年度以降、黒字を計上しているが、輸送人員の減少に歯止めがかかっておらず、旅客収入は減少傾向にある。また、財務体質の改善には特別利益の計上が寄与している面があるが、特別利益の財源も減少しており、将来にわたって現在の収益構造を維持できるかどうかは不透明である。

イ．資金状況（平成 25 年度まで）

当会社から入手した資料によると、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間に於いて、総額 1,845 百万円の設備投資が計画されており、その財源としては長期借入金、補助金、負担金、自己財源が予定されている。

上記の設備投資や、長期借入金の返済等を考慮した資金計画によると、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で 248 百万円の資金減少(キャッシュアウト)が見込まれている。平成 22 年度末の資金残高(貸借対照表の現金預金計上額)が 359 百万円であることから、この期末資金で平成 25 年度までのキャッシュアウトは賅える計算となるが、計画通りに進むかどうかは極めて不透明である。

例えば、平成 25 年度の営業活動に伴うキャッシュフローを 235 百万円のキャッシュ・イン(資金の増加)と見込んでいるが、輸送人員の減少に歯止めがかからない現状では、この計画を実現できるかは不確実である。運賃改定も選択肢にあるとのことだが、計画達成には相当の困難が伴うと予測される。

資金計画 (単位:百万円)

| キャッシュ・フロー | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 営業活動 | 501 | 476 | 338 | 257 | 175 | 235 |
| 投資活動 | 199 | 192 | 116 | 83 | 58 | 300 |
| 財務活動 | 346 | 324 | 394 | 434 | 234 | 27 |
| 合計 | 44 | 39 | 60 | 94 | 117 | 38 |
| | | | | 248 | | |

ウ．今後 10 年以内に（中長期的に）県民負担の増加が予測されること（意見）

長野以北の並行在来線について、当社が運営を行う場合、国からの新たな支援を踏まえて初期投資に対して県・沿線市町による補助を行うとしている。

また、既存の軽井沢・篠ノ井間は、輸送人員の減少に歯止めがかからず、収支の悪化が進めば、将来には新たな公的支援が必要となる可能性も考えられる。

エ．当社が取り得る対応（鉄道運賃の見直し）（意見）

当社自身も、経営状況の改善に向けて努力していく必要があるのは当然のことであり、収益の拡大を図りつつ、費用の削減を図っていく必要がある。収益拡大のためには輸送人員の確保（増加）が何より求められるが、運賃の見直しという選択肢も考えられる。下表は、並行在来線運営会社 4 社及び長野県内の地方鉄道 3 社（長野電鉄、アルピコ交通、上田電鉄）のキロ当たり普通運賃を比較したものである。

キロ当たり普通運賃

| 会社名 | 区間 | | 距離 | 運賃 | キロ当たり 運賃 | 指数 |
|-------------|----|------|------|-----|-------------|-------|
| しなの鉄道 | 上田 | 小諸 | 18.0 | 390 | 21.7 | 100.0 |
| IGR いわて銀河鉄道 | 盛岡 | 渋民 | 16.6 | 500 | 30.1 | 139.0 |
| 青い森鉄道 | 目時 | 苫米地 | 18.2 | 440 | 24.2 | 111.6 |
| 肥薩おれんじ鉄道 | 八代 | 上田浦 | 18.0 | 490 | 27.2 | 125.6 |
| 長野電鉄 | 長野 | 小布施 | 17.5 | 650 | 37.1 | 171.4 |
| アルピコ交通 | 松本 | 新島々 | 14.4 | 680 | 47.2 | 217.9 |
| 上田電鉄 | 上田 | 別所温泉 | 11.6 | 570 | 49.1 | 226.8 |

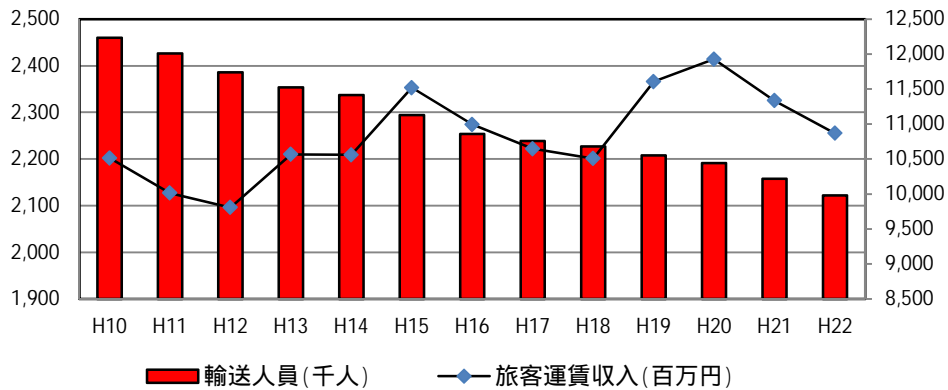
指数は、当社のキロ当たり運賃を 100 とした場合の指数（当会社資料より作成）

資料によると、当社の運賃は他の並行在来線運営会社よりも低く、県内の地方鉄道と比較しても低い水準にある。

なお、当会社資料によると、JR 東日本との運賃比較は、定期外 1.24 倍、通勤定期 1.49 倍、通学定期 1.61 倍となっている。

次のグラフは、当社の輸送人員と旅客運賃収入の平成 10 年度から平成 22 年度までの推移である。

当会社の輸送人員と旅客運賃収入



当会社は、平成13年3月に運賃改定、平成14年11月に定期割引率の改定を行っている。平成14年度の旅客収入は前年度とほとんど変化がないが、輸送人員が減っていることを考慮すれば運賃値上げの効果があつたと見ることができる。平成15年度は、平成14年11月の定期割引率の改定の効果が通年で現れたためと思われるが、輸送人員は落ち込んでいるにもかかわらず、旅客収入が大幅に増加している。しかしながら、平成16年度以降、輸送人員も旅客収入も落ち込みを見せている。

平成19年6月にも運賃改定を行っており、その効果が平成19年度、平成20年度の旅客収入の伸びに表れているが、平成21年度には再び落ち込みを見せ、平成22年度は運賃値上げ前の平成18年度の水準近くまで落ち込んでいる。

並行在来線運営会社や長野県内の地方鉄道3社と比較すると、当会社の運賃は相対的に低めに設定されており、そのことだけを踏まえると運賃値上げも選択肢にはなり得る。しかしながら、当会社のこれまでの状況を見ると、運賃改定直後は確かに旅客収入が増加しているが、翌々年度には再び落ち込みを見せている。

運賃値上げは、短期的には効果があるがその効果は限定的である。また、当会社の運賃は、並行在来線運営会社や県内の地方鉄道と比較すると低水準ではあるがあくまでも相対的なものであり、鉄道運賃として絶対的に低水準であると言い切れるものでもない。

外部監査人の立場から見ると、運賃値上げは最善の策とは言えず、その実施にはより慎重な対応が必要である。

第2章 松本空港ターミナルビル株式会社（県団体番号4）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当社は、平成4年7月、空港ビル施設及び設備の賃貸を目的として、長野県、松本市及び塩尻市の地方自治体と、(株)日本航空インターナショナル、松本電気鉄道(株)及び(株)八十二銀行などの民間企業の出資により設立された株式会社である。

| | | | |
|--------|--------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 団体名 | 松本空港ターミナルビル株式会社 | | |
| 所在地 | 長野県松本市大字空港東 8909 番地 | | |
| 代表者 | 和田恭良（長野県副知事） | | |
| 設立根拠 | 会社法 | | |
| 設立年 | 平成4年 | 県所管部局 | 企画部交通政策課 |
| 資本金(円) | 495,000,000 | うち県出資額(円) | 250,000,000 (50.5%) |
| 主な出資者 | 県、(株)日本航空 インターナショナル、松 本電気鉄道(株) | うち(株)日本航空インター ナショナル出資額(円) | 110,000,000 (22.2%) |
| | | うち松本電気鉄道(株) 出資額(円) | 40,000,000 (8.1%) |

(2) 事業概要

当社は、松本空港ターミナルビル施設及び設備の賃貸業を行っている。
参考として、以下に近年の空港利用者数を記載する。

平成17年度：124,718人

平成18年度：121,243人

平成19年度：97,594人（平成19年10月以降、大阪線は毎日運航、札幌線は週4往復、福岡線は週3往復の運航）

平成20年度：63,484人

平成21年度：57,576人

平成22年度：80,207人

（平成22年6月以降、札幌・福岡線は毎日運航）

（平成22年10月～23年3月は静岡線も毎日運航）

(3) 役職員の状況

(単位：人)

| | | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 役員数 | 常勤 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | うち県職員 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | うち県 OB | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 非常勤 | 9 | 9 | 9 | 7 |
| | うち県職員 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | うち県 OB | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員数 | 常勤 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | うち県職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち県 OB | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 非常勤 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 県職員計 | | 3 | 2 | 2 | 1 |
| 県 OB 計 | | 0 | 1 | 1 | 1 |

(4) 財務の状況

(単位：千円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 143,837 | 139,762 | 77,632 |
| 営業損益 | 16,079 | 12,012 | △26,859 |
| 経常損益 | 16,142 | 12,542 | △25,875 |
| 当期損益 | 9,359 | 7,262 | △30,839 |
| 現預金 | 84,289 | 147,312 | 118,090 |
| 総資産 | 706,307 | 726,570 | 670,783 |
| 借入金 | — | — | — |
| 純資産 | 672,650 | 679,912 | 649,073 |
| 資本金 | 495,000 | 495,000 | 495,000 |
| 剰余金 | 177,651 | 184,913 | 154,073 |

(5) 県費受入状況

(単位：千円)

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 出資金 | 250,000 | 250,000 | 250,000 |

2. 改革基本方針について

(1)改革基本方針の内容

平成16年6月に策定した「改革基本方針」では「県関与の見直し(筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)」であった。当時のターミナルビルは、空港ビル施設の賃貸料で黒字経営をしていたが、松本空港の利用者数が年々減少していたことから、長野県では、積極的に事業の活性化を推進し、株式の第三者への譲渡を可能とする状況を早急に目指すとしていた。

平成20年1月に策定した「改革基本方針(改訂版)」においても、「県関与の見直し(筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)」であり、年々空港利用者が減少するなど経営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「長野県は筆頭株主としての責任を踏まえ、経営改革に関与し、将来的には、ターミナルビルの経営基盤が安定し、健全経営の見通しがたった段階において、株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていく」としていた。

改革基本方針のスケジュールは、「引き続き活性化事業の充実」である。

(2)他団体比較

他県での空港ターミナルビル活性化の事例として、空港を活用して旅客者数やビジネス需要を増やすための試みや、空港利用とは関係なくターミナルビル自体の利用者を増やす試み等、様々な事例が聞かれるところである。

各空港の置かれた環境や、空港及びターミナルビル活用方針によって対応策は異なるであろうが、空港ビル活性化のためには、長野県でも県による何らかの取組が必要であると考えられる。

以下、他団体の事例を紹介する。

(参考資料:独立行政法人 経済産業研究所、「地方自治体のインフラ資産活用に対する行財政制度のあり方に関する実証分析－地方空港ガバナンス(整備・運営)制度に関する考察－」, 2007)

能登空港

空港のにぎわいが重要と考え、次のような様々な取組を行っている。

県の奥能登総合事務所を空港ターミナルに合築した。これにより、空港ターミナルビルのレストラン利用者数が増え、空港ターミナルビルの増収につながったと言われている。また、行政部分の掃除などをターミナル会社が行って、県が委託料を支払っている。

また、県から補助を受けて、全国から学生を集められる日本航空学園の誘致に成功した。学園誘致による空港近辺への経済効果は数億円あったと言われており、

空港近辺のにぎわい創設につながった。全国から学生が集っているため、学生やその家族による空港利用にもつながった。

さらに、能登空港近辺では観光地が分散しているため、小型機の旅客数ではバス1台の運航に必要な乗客数を確保できない。このため、民間のタクシー会社が運行を担う「能登空港ふるさとタクシー」制度を県が支援し、旅行客の便宜を図っている。

このほか、能登空港では、加賀屋など地元企業の努力による台湾からの旅行客のチャーター便の需要も多い。

鹿児島空港

県による国際線ツアーへの助成を行った(平成18年度には25百万円)。

また、台湾の旅行会社に助成金200万円を支給して、隣県である宮崎に来た観光客に鹿児島で一泊してもらう取組を実施した。

県営名古屋空港

飛行機整備を行う三菱重工に隣接しているため、航空産業との兼合を重視し、近隣への空港関連産業の誘致に努めている。

また、ビジネスジェット機の拠点を目指して施設や制度を整備し、ターミナルビルには商業施設(ユニー)の誘致も行っている。

空港ターミナルビルは、指定管理者による管理である。

北九州空港

国際線として、福岡空港に就航していないウラジオストック便を運航していることで、九州全体からウラジオストック行の旅客を広く集めている。

国際線については、北九州観光協会から補助を行う(宿泊につき1,000円/人)、着陸料相当額としてチャーター便に対して市から15万円補助を行う、ターミナルビル使用料の半額を負担するなどの誘致策がある。

24時間運用の空港で、深夜・早朝便を運航している。福岡空港を利用した場合の東京日帰りの最大滞在時間が11時間30分であるのに対し、北九州空港を利用した場合は16時間35分と1.5倍ほど長い。このため深夜・早朝便の利用者は、福岡市はもちろん、別府市、山口市まで広がっている。

また、空港島内にホテルも建設して利用者の便宜を図っている。

3. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

筆頭株主としての責任を踏まえ、経営改革に関与し、将来的には、当会社の経営基盤が安定し、健全経営の見通しがたった段階において、株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていく。

しかし、当会社の経営を取り巻く環境は極めて厳しく、現状のままでは、ターミナルビルの安定的な経営の見通しを立てることは困難な状況であるため、抜本的な対応策を検討する必要がある。

監査人の評価（意見）

長野県では、将来的には株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていくとしているが、平成22年5月の日本航空(JAL)の撤退により、当会社の経営状況は急激に悪化した。

日本航空(JAL)撤退後、翌6月からフジドリームエアラインズ(FDA)が就航したものの、ビル賃貸面積の縮小に伴い、賃料収入が大幅に減少した。

今後の増収、増益の目途はまだ立っておらず、今後とも当会社の経営を取り巻く環境は極めて厳しい。監査人は、現在の収支状況のままでは(平成22年度決算の当期純損失は31百万円)赤字経営は避けられないと考える。

改革基本方針を受けた中長期的な経営課題については、中期計画を基に検討すべきであるが、中期計画を策定することとしているものの、現時点では策定されていない。早急に経営安定化に向けた計画を策定する必要がある。長野県の改革基本方針である「第三者への株式譲渡」について検討する。中期経営計画がないため、現状のまま赤字経営が続く見通しとして、株式譲渡する際の県の出資額の回収可能性を検討する。

現状通り営業利益の赤字が続くのであれば、減損会計を適用すべきである。平成22年度末に544百万円ある固定資産を仮に全額減損すると、649百万円ある純資産が同額毀損して、105百万円まで減少する。

当会社の純資産の著しい減少を「長野県の出資額の回収可能性」という視点から評価すると、当会社の株式250百万円を、出資割合に応じて53百万円まで減損評価することになる。他の株主も同様に考えれば、それぞれの出資割合に応じて当会社株式を減損評価することになる。出資の回収可能性という視点から考えると、現状のままでは、長野県をはじめとする株主に負担を強いることとなる。

キャッシュフローベースでは、平成23年度決算見込みで3百万円程度の赤字が見込まれているが、この程度の赤字が続いても、平成22年度末の現金預金残高が118百万円であるため、すぐに資金ショートするわけではない。しかし、当会社によ

ると、近い将来、施設の更新・改修が必要と考えられることから、資金不足に陥る可能性が高い。

したがって、現状のまま赤字経営が続けば、「当会社の経営基盤の安定、健全経営の達成、株式の第三者への譲渡」という改革基本方針は、達成困難であると言わざるを得ない。このため改革基本方針の見直しが必要である。

今後の課題（意見）

「県関与の見直し(筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)」という方向性は妥当であるが、現状の赤字経営のままでは、当会社株式の第三者譲渡は困難である。

所管課でも「現状のままでは、ターミナルビルの安定的な経営の見通しを立てることは困難な状況であることから、抜本的な対応策を検討する必要がある」としているように、まず空港活性化戦略を検討して空港施策を明確化し、ターミナルビルの経営環境を改善すべきである。これにより、当会社の経営が安定化すれば、株式の第三者譲渡は実現可能であろう。

しかし、赤字が続くようであれば、経営再建プランを検討する必要がある(詳細については、「3(3)③ 経営再建プランの策定(意見)」参照)。

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

長野県の空港施策について（一般会計からの支出）(意見)

信州まつもと空港の運営は、県の一般会計からの支出によって賄われており、その付随施設である松本空港ターミナルビルは、松本空港ターミナルビル(株)によって運営されている(上下分離方式)。ここでは、県の空港施策の収支状況を見ておく。

ア．信州まつもと空港の収支状況

信州まつもと空港の運営に係る平成 22 年度の収支は、以下のとおりである。

平成 22 年度決算では、725 百万円が支出されている。一方、空港使用料収入は、平成 17 年4月1日以降就航した新規就航定期便の滑走路着陸料を全額免除しているため 4 百万円となっており、収入合計は 100 百万円である。差引 625 百万円の支出となっている。

詳細は次のとおり。

| | | |
|--------------|-----------|--------------|
| < 歳入 > | | (単位 : 百万円) |
| 空港使用料 | 4 | |
| 行政財産使用料 | 6 | |
| 国庫補助金 | 85 | |
| 財産貸付収入 | 1 | |
| 基金繰入金 | 4 | |
| 合 計 | 100 | |
| < 歳出 > | | |
| <u>空港管理費</u> | 355 | |
| 計 | 355 | |
| 県債返済額 | 301 | |
| <u>支払利息額</u> | 69 | |
| 計 | 370 (注) | |
| 合 計 | 725 | |
| < 差引 > | 625 | |

(出典)長野県「信州まつもと空港収支決算」を修正した

信州まつもと空港収支決算によれば空港管理費 355 百万円のみが歳出の部に計上されている。監査人は空港建設に係る県債返済額や支払利息額も歳出の部に含めることがより適切な現金ベースによる空港事業の運営コスト開示につながると考えたため、両支出を含めている。

イ．企業会計方式による試算

長野県は、信州まつもと空港の財務業績を明らかにするため、企業会計方式による試算を公表している。それによれば、平成 22 年度末の資産と負債の状況は以下のとおりである。

平成 22 年度末の長野県の空港事業の有形固定資産は 8,214 百万円、借入金残高は 2,275 百万円である。これまでに多額の投資が行われてきたことが分かる。

また、空港事業に関する平成 22 年度の収益と費用の状況は以下のとおりである。営業収益は 11 百万円であり、費用は、営業費用 784 百万円及び営業外費用 70 百万円の合計 854 百万円である。営業外収益 5 百万円を加えて、経常損失が 838 百万円となっている。

県の空港事業は、このような多額の県民負担の上に行われていることから、県は、事業の費用対効果を上げているかどうか県民に説明する必要がある。

信州まつもと空港 貸借対照表 (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|------------|
| 資 産 | |
| 有形固定資産 | 8,214,066 |
| 土地 | 3,787,794 |
| 建物 | 190,397 |
| 構築物等 | 4,235,875 |
| 流動資産 | 3,635,372 |
| 計 | 11,849,438 |
| 負 債 | |
| 借入金 | 2,275,426 |
| 退職給付引当金 | 98,135 |
| 賞与引当金 | 4,169 |
| 流動負債 | 63,688 |
| 計 | 2,441,418 |
| 純資産 | |
| 公共資産等整備国補助金 | 9,395,020 |
| 公共資産等整備一般財源 | 13,000 |
| 計 | 9,408,020 |

信州まつもと空港 損益計算書 (単位:千円)

| | |
|--------------|-----------|
| 営業収益 | |
| 空港使用料 | 4,020 |
| 貸付料等収入 | 7,569 |
| 計 | 11,589 |
| 営業費用 | |
| 空港整備経費 | 108,647 |
| 減価償却費 | 537,565 |
| 環境対策費 | 4,592 |
| 人件費 | 67,463 |
| 庁舎費 | 41,231 |
| 土地建物賃料 | 163 |
| 滑走路等修繕費等 | 24,344 |
| 計 | 784,005 |
| 営業損益 | △ 772,416 |
| 営業外収益 | |
| 航空機燃料譲与税 | 1,385 |
| 緊急雇用創出基金繰入金 | 3,586 |
| 計 | 4,971 |
| 営業外費用 | |
| 県有資産所在市町村交付金 | 1,114 |
| 支払利息 | 69,311 |
| 計 | 70,425 |
| 経常損益 | △ 837,870 |

(出典)長野県「平成22年度 信州まつもと空港収支状況(企業会計の考え方を取り入れた試算)」

長野県の空港施策と支援策(意見)

①で見たように、長野県ではこれまで松本空港に対して投資を行ってきており、松本空港は必要であるとしている。このため、空港活性化の方策を実施していると

ころである。

現在はFDAの運航で、定期便は札幌便、福岡便2路線であるが、ビジネス便の増便や観光需要の喚起など、更に空港活性化策が有効に機能するよう取り組んでいくべきである。

長野県では、空港の活性化のための事業は実施しているが、当会社に対する直接的な支援は実施していない。また、空港利用者の増減がターミナルビルの経営に影響するため、賃貸業務が主な役割である当会社が独自の経営改革に取り組むことは難しいという面もある。

長野県においては、長野県の豊富な観光資源や、空港の立地条件を活用して、観光客やビジネス需要を掘り起こせるような空港活性化施策を充実させていく必要がある。

他県事例からの長野県への示唆（意見）

長野県においては、各県の空港の置かれた状況の違いはあるが、空港活性化施策と連動してターミナルビルの活性化を図っていくことが必要である。

松本空港は標高が高い場所に設置された立地条件から、運航できる機種に制約がある。一方、長野県は観光資源が豊富で、松本は上高地観光の起点でもある。また、ターミナルビルの近隣には松本平広域公園があり、競技施設も整っている。長野県の豊富な観光資源やターミナルビル近隣の施設を活用できるような施策があるかもしれない。県の空港施策をより充実させ、当会社と連携して経営の立て直しを行うことが必要である。

（3）【監査の視点3】外郭団体の経営状況

経営の現状と課題（意見）

経営の改善に向けた取組がなく、現状のまま赤字が30百万円程度続けば、利益剰余金は5年でマイナスになり、それ以降は資本金を毀損していくことになる。

今後も経営の改善がなければ営業赤字が見込まれることから、仮にではあるが、平成22年度末において有形固定資産に減損会計を適用した場合を試算すれば、純資産の部が約105百万円になり、現金預金残高118百万円とほぼ見合う状態となる。また、平成22年度末には649百万円ある純資産が105百万円になると、495百万円ある資本金のうち390百万円が毀損する。以下に、平成22年度末の貸借対照表(実績)と、仮に、平成22年度末に減損会計を適用した場合の予想貸借対照表を示す。

また、出資額の回収可能性を評価するという視点から考えると、当会社の純資産の著しい減少に対応して、各々の保有する当会社の株式を減損処理することになり、長野県をはじめとする株主に負担を強いることとなる。

平成 22 年度末貸借対照表

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 【126,371】 | 【流動負債】 | 【9,956】 |
| 現金及び預金 | 118,091 | 【固定負債】 | 【11,754】 |
| その他 | 8,280 | 負債の部計 | 21,710 |
| 【固定資産】 | 【544,412】 | 純資産の部 | |
| 有形固定資産 | 543,179 | 【株主資本】 | 【649,073】 |
| 無形固定資産 | 291 | 資本金 | 495,000 |
| 投資他の資産 | 942 | 利益剰余金 | 154,073 |
| 資産の部計 | 670,783 | 純資産の部計 | 649,073 |
| | | 負債・純資産の部計 | 670,783 |

平成 22 年度末における減損会計適用後の予想貸借対照表

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 【126,371】 | 【流動負債】 | 【9,956】 |
| 現金及び預金 | 118,091 | 【固定負債】 | 【11,754】 |
| その他 | 8,280 | 負債の部計 | 21,710 |
| 【固定資産】 | 【0】 | 純資産の部 | |
| 有形固定資産 | 0 | 【株主資本】 | 【104,661】 |
| 無形固定資産 | 0 | 資本金 | 495,000 |
| 投資他の資産 | 0 | 利益剰余金 | 390,339 |
| 資産の部計 | 126,371 | 純資産の部計 | 104,661 |
| | | 負債・純資産の部計 | 126,371 |

減価償却を含まないキャッシュフローベースの収支は、現状のままの経営が続けば毎年 3 百万円程度の赤字が見込まれる。平成 22 年度末時点では現金預金残高が 118 百万円ある。しかし現状のままの赤字経営では、今後に必要な更新・改修の資金負担に耐えられない場合も考えられる。これら資金負担に備えるためにも中期経営計画や事業計画を作成し、資金手当て検討する必要がある

当会社の事業の継続性（意見）

現状のまま赤字が継続する見込みであるならば、減損会計を適用して経営実態を適切に把握すべきである。

平成 22 年度末で 544 百万円ある固定資産を減損すると、649 百万円ある純資産の部（うち 495 百万円が資本金）が 105 百万円になり、資本金が 390 百万円毀損される。当会社の純資産の著しい減少に対応して、株主は株式を評価減する必要がある。赤字が続けば株主に負担を強いるおそれがあるという現状を把握し、経営の立て直しに取り組むべきである。

当社が事業を継続するためには、現状の把握と経営の立て直しが最重要課題である。

長野県の空港活性化施策と連動して、当社自身が経営再建策を検討し、中長期経営計画を早急に策定する必要がある。中期計画は、今期中の策定を目途に現在検討中とのことであるが、その中で、当社独自の増収案も検討すべきである。

経営再建プランの策定（意見）

現状のような赤字経営のままでは、将来にわたっての事業継続は困難である。まず、当社は、固定資産を減損して、現在の経営実態及び財政状況を明らかにすべきである。

また、ターミナルビル経営の主な要素は、施設の賃料と設備の使用料である。空港旅客数が多く、豊富な賃料を見込める場合や、レストランなど自主事業を行える場合など、ターミナルビルの事業自体に魅力がある場合は、民間企業にとってもターミナルビル事業に参入するインセンティブがあるといえる。しかし、空港旅客数少なく、ターミナルビル自体の利用者数も少ない場合は、民間企業が事業に参入するインセンティブは低いと考えられる。

以上を踏まえ、ターミナルビル自らによる経営改善が困難な場合には、次のような経営の再建策を検討すべきである。

ア．当社株式を第三者へ譲渡する。

改革基本方針どおり、第三者に当社の株式を譲渡し、長野県は当社経営から撤退する。ただし、そのためには、長野県が空港活性化施策を充実させて、ターミナルビル事業の採算性が向上する環境を整えるなど、取組を行う必要がある。

この場合、長野県の負担としては長野県が出資した 250 百万円と第三者への株式譲渡価額の差額が考えられる。

イ．当社に資金援助を行って事業継続を支援する。

当社では、財政状態に応じた資本金額に減資を行う。

その上で、長野県が当社に追加出資する、あるいは貸付を行って、空港施策と連動した支援を行うことが考えられる。

当社では、現状のままだと、キャッシュフローベースで毎年 3 百万円程度のマイナスが生じると考えている。事業継続のために必要な資金、すなわち施設の改修費見積額と一定期間のキャッシュベースの赤字を補える程度の金額を追加出資する、あるいは貸付を行って、空港施策と連動した経営立て直し支援を行う。

ウ．指定管理者制度を採用する。

長野県に当会社の施設を移管後、県は指定管理者制度を採用し、民間活力によりターミナルビルを管理する。指定管理者は、ビルの利用収入等により経営にかかる費用を賄う。

エ．当会社を直営化し県が空港と一体として管理する。

ターミナルビルも空港(滑走路)と同様に長野県の一般会計に含んで、県がターミナルビルと空港を一体管理する。

以上の案をまとめると、次のとおりである。比較検討の上、株主の意向も確認しながら、当会社の経営を見直す必要がある。

| | 県民負担の考え方 |
|----|--|
| ア案 | 出資額と株式譲渡による回収額との差額 |
| イ案 | 減資による当会社株式の回収不能額と事業継続に必要な金額の追加出資あるいは貸付額(施設改修見積額及び運転資金) |
| ウ案 | 出資額と施設改修費と指定管理料 |
| エ案 | 出資額と、ターミナルビル経営必要費用の一般会計での負担(施設改修費及び運転資金) |

空港施設とターミナルビル施設の経営一体化と経営の民営化(コンセッション)(意見)

平成23年7月、国土交通省から「空港経営改革の実現に向けて(空港運営のあり方に関する検討会報告書)」が発表された。この中で、大部分の空港においては、航空インフラの構築・維持主体としての国や自治体等(着陸料等の航空系収入の受け手)と空港ビル等の空港関連企業(物販、テナント料、駐車場代等の非航空系収入の受け手)が別組織となっている(いわゆる上下分離)ことに加え、非航空系収入の受け手たる空港関連企業へのガバナンスの仕組みが十分とは言えない状況が問題として取り上げられている。そのため、非航空系部分で十分な収益を上げ、これを原資として着陸料や施設利用料等の低廉化を図り、利用促進につなげるといふ、諸外国の空港で一般的なビジネスモデルが確立されていない。

こうした状況を改善するため、中期的には、諸外国の空港と同様に、空港関連企業と空港との経営一体化、民間への経営委託(コンセッション)ないし民営化を通じて、航空インフラの構築と維持の双方に、可能な限り「民間の知恵と資金」が投入されるような仕組みの構築を指向すべきと提言された。長野県においても、国管理空港の動向に注視しながら、長野県が保有している空港施設と当会社との経営一体化などについても、今後検討していく必要がある。

第3章 財団法人長野県下水道公社（県団体番号16）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当公社は、平成3年2月8日に長野県及び全市町村が共同設立した団体である（基本財産4,000万円のうち、長野県が2,000万円、県内全市が1,200万円、県内全町村が800万円を出えんしている）。

目的は、下水道を整備し、生活排水の適切な処理・管理をすることにより公共用水域の水質保全と県民生活の向上を図ることにある。概要は次のとおりである。

| | | | |
|---------|-----------------------------|--------------|-----------------|
| 団体名 | 財団法人長野県下水道公社 | | |
| 所在地 | 長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター内 | | |
| 代表者 | 理事長 和田恭良 | | |
| 設立根拠 | 整備法 | | |
| 設立年 | 平成3年 | 県所管部局 | 環境部生活排水課 |
| 基本財産(円) | 40,000,000 | うち県出えん額(円) | 20,000,000(50%) |
| 主な出えん者 | 県、市町村 | うち市町村出えん額(円) | 20,000,000(50%) |

(2) 事業概要

当公社は、長野県からの受託により3つの流域¹における4つの流域下水道終末処理場²の維持管理業務や、専門技術者の確保が困難な市町村等³からの受託により終末処理場等の維持管理業務などの事業を実施している。主な事業は以下のとおりとなっている。

流域下水道の維持管理事業
市町村等公共下水道等の維持管理事業
市町村建設工事受託事業
下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習に関する事業
調査研究・普及啓発事業

平成23年度に当公社が長野県や市町村から受託している処理場の分布は次の図のとおりとなっている。

¹ 諏訪湖流域、千曲川流域及び犀川安曇野流域

² 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場（クリーンレイク諏訪）、千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）、千曲川流域下水道上流処理区終末処理場（アクアパル千曲）及び犀川安曇野流域下水道終末処理場（アクアピア安曇野）

³ 27市町村・組合、43処理場（下水道事業実施市町村数は56、施設数は102）

維持管理受託処理場

